

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例(26)……………3
- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(27)……………5

### 規 則

- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(55)……………5
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(56)……………6
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(57)……………6
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(58)……………6

### 訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正(7)……………6
- 世田谷区事故及び争訟処理規程の一部改正(8)……………12
- 世田谷区公文書管理規程の一部改正(9)……………12
- 世田谷区マイクロフィルム文書管理規程の一部改正(10)……………13
- 会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する取扱規程の一部改正(11)……………13
- 宿日直手当支給規程の一部改正(12)……………13
- 世田谷区被服貸与規程の一部改正(13)……………13
- 世田谷区警火規程の一部改正(14)……………13
- 世田谷区自動車の管理等に関する規程の一部改正(15)……………13
- 世田谷区原動機付自転車及び自転車の管理運営規程の一部改正(16)……………13
- 世田谷区契約事務規則第56条の2の規定に基づく区長の指定事項の一部改正(17)……………13
- 世田谷区建築物等保全規程の一部改正(18)……………13
- 世田谷区保健所処務規程の一部改正(19)……………13
- 世田谷区における建築主事の確認等に関する事務の執行順位に関する規程の一部改正(20)……………14
- 世田谷区建築監視員の権限に関する規程の一部改正(21)……………14
- 世田谷区工事施行規程の一部改正(22)……………14

### 告 示

- 地方自治法に基づく北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売

- 払代金の徴収事務委託の告示(204)……………14
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(205)……………14
- 地方自治法に基づく玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(206)……………15
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(207)……………15
- 地方自治法に基づく砧総合支所管内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(208)……………15
- 世田谷区立地区会館条例に基づく自転車等駐車場の使用料の収納事務委託の告示(209)……………15
- 地方自治法に基づく烏山総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(210)……………15
- 世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(211)……………15
- 世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(212)……………15
- 世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(213)……………15
- 世田谷区立地区会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(214)……………16
- 地方自治法に基づく世田谷区区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示(215)……………16
- 地方自治法に基づく特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示(216)……………16
- 地方自治法に基づく庁舎におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(217)……………16
- 地方自治法に基づく特別区民税及び軽自動車税の収納事務委託の告示(218)……………16
- 世田谷区立敬老会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(219)……………16
- 世田谷区立健康増進・交流施設条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(220)……………16
- 世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料の収納事務委託の告示(221)……………17
- 世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料の収納事務委託の告示(222)……………17
- 世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料及び特別観覧料の収納事務委託の告示(223)……………17
- 世田谷区立世田谷文学館条例に基づく観覧料及び特別観覧料の収納事務委託の告示(224)……………17
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(225)……………17
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(226)……………17
- 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例に基づく利用者登録料、利用者登録更新料及びキャン

- セル料の収納事務委託の告示(227)……………17
- 世田谷区立区民センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(228)……………18
- 世田谷区手数料条例に基づく多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納事務委託の告示(229)……………18
- 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(230)……………18
- 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(231)……………18
- 世田谷区立区民農園条例に基づく区民農園の使用料の収納事務委託の告示(232)……………18
- 世田谷区清掃・リサイクル条例に基づく廃棄物処理手数料のうち世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務委託の告示(233)……………18
- 地方自治法に基づくエコプラザ用賀における物品の売払代金の収納事務委託の告示(234)……………19
- 地方自治法に基づく資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金の収納事務委託の告示(235)……………19
- 地方自治法に基づく金属系不燃・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納事務委託の告示(236)……………19
- 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(237)……………20
- 世田谷区立保健センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(238)……………20
- 世田谷区後期高齢者医療に関する条例に基づく保険料の収納事務委託の告示(239)……………20
- 世田谷区国民健康保険条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(240)……………20
- 介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示(241)……………20
- 世田谷区立障害者休養ホーム条例に基づく使用料の徴収事務委託の告示(242)……………21
- 世田谷区発達障害相談・療育センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(243)……………21
- 世田谷区立産後ケアセンター条例に基づく利用料の収納事務委託の告示(244)……………21
- 世田谷区立青少年交流センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(245)……………21
- 地方自治法に基づく世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(246)……………21
- 地方自治法に基づく希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(247)……………21

世田谷区公報

○狂犬病予防法に基づく注射済票の交付に係る手数料の収納事務委託の告示(248).....21	同経理課の共同設置に係る規約の告示(270).....24	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(294).....30
○世田谷区立多摩川玉堤広場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(249).....21	○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(271).....24	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(295).....30
○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(250).....22	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(272).....28	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(296).....30
○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示(251).....22	○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示(273).....28	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(297).....31
○世田谷区立ミニS L条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(252).....22	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(274).....28	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(298).....31
○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示(253).....22	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(275).....28	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(299).....31
○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(254).....22	○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示(276).....28	○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(300).....31
○世田谷区自転車条例、世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例に基づく手数料の収納事務委託の告示(255).....22	○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(277).....28	○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(301).....31
○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(256).....22	○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立玉川野毛町公園の区域変更の告示(278).....29	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(302).....31
○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(257).....23	○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立喜多見農業公園の区域変更の告示(279).....29	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(303).....31
○世田谷区立図書館条例に基づくプラネタリウムの観覧料の収納事務委託の告示(258).....23	○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止の告示(280).....29	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(304).....31
○世田谷区清掃・リサイクル条例及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に基づく令和6年度的一般廃棄物の処理に関する実施計画の告示(259).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(281).....29	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(305).....31
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(260).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(282).....29	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(306).....31
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(261).....23	○東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の公表の告示(283).....29	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(307).....32
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(262).....23	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(284).....29	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(308).....32
○世田谷区環境美化等に関する条例及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則に基づく雑草除去委託料の告示(263).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(285).....29	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(309).....32
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(264).....23	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(286).....29	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(310).....32
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(265).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(287).....30	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(311).....32
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(266).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(288).....30	○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(312).....32
○子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認の告示(267).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(289).....30	<b>公 告</b>
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(268).....23	○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(290).....30	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書等の写しの送付に伴う関係図書縦覧の告示(24).....32
○建築計画概要書等閲覧場所の設置についての一部を改正する告示(269).....23	○建築計画概要書等閲覧場所の設置についての一部を改正する告示(291).....30	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(25).....32
○地方自治法に基づく児童相談所を設置する特別区における措置費共	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(292).....30	○建築基準法第86条の2第1項の規定による建築物の認定の告示(26).....32
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(293).....30	○建築基準法第86条の2第1項の規定による建築物の認定の告示(27).....32
		<b>訓 令 甲 (教)</b>
		○世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正(1).....33
		○世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正(2).....33
		○世田谷区立図書館処務規程の一部改正(3).....33
		○世田谷区立学校等衛生管理者等設置規程の一部改正(4).....34
		○世田谷区教育委員会服務監察規程の一部改正(5).....34
		○世田谷区教育委員会会計年度任用



ら特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第35条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除

額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合計額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）につい

ては、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第35条の5第2項の規定により読み替えられた第35条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の区民税につき第35条の

6 第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。  
(令和7年度分の区民税の特別税額控除)  
第3条の10 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条から第20条の3まで、付則第2条の4第2項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項、付則第3条の6及び付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。  
付則第4条第2項中「前条」を「付則第3条の6」に改め、同条第3項を次のように改める。  
3 前項の規定の適用がある場合における第20条の3第1項、付則第3条の7第1項及び前条の規定の適用については、第20条の3第1項中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び付則第4条第2項」と、付則第3条の7第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第4条第2項及び」と、前条中「付則第3条の6及び」とあるのは「付則第3条の6、次条第2項及び」とする。  
付則第8条第3項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。  
付則第9条第3項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。  
付則第10条第3項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。  
付則第12条第5項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。  
付則第13条第2項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。  
付則第14条第2項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所

得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。  
付則第14条の2第2項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。  
付則第14条の2第5項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。  
付則第14条の3第2項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。  
付則第14条の3第5項に次の1号を加える。  
(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。  
附則  
この条例は、公布の日から施行する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例  
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和28年2月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。  
第2条の見出し中「種別割の」を削る。  
第3条を次のように改める。  
(徴収方法)  
第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対する種別割は、普通徴収又は証紙徴収の方法により徴収する。  
第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。  
(普通徴収の手続)  
第4条 前条の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。  
(証紙徴収の手続等)  
第5条 納税者は、第3条の規定により種

別割が証紙徴収の方法により徴収される場合には、種別割の納税に係る証紙(以下「証紙」という。)によってその税額を払い込まなければならない。この場合においては、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。  
2 前項の場合において、種別割の納税義務は、証紙又は前項に規定する書類に納税済印を受けたときに消滅する。  
3 証紙は、区長が指定する場所で、これを交付する。  
附則  
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。  
令和6年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第55号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則(昭和28年8月世田谷区規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第3条の見出し中「検印」を「納税済印」に改め、同条中「第3条第2項に規定する検印」を「第5条第1項及び第2項に規定する納税済印」に、「軽自動車税(種別割)納税済検印」を「軽自動車税(種別割)納税済印」に、「検印の」を「納税済印の」に改める。

第2号様式中「軽自動車税(種別割)納税済検印」を「軽自動車税(種別割)納税済印」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。  
令和6年4月30日  
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第56号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第57号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第58号

# 世田谷区公報

<p>世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年1月世田谷区規則第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第20条第1項第1号及び第20条の2第1項第1号中「又は1会計年度」を「かつ、1会計年度」に改める。</p> <p>第21条各号列記以外の部分中「及び前条第1項第6号」を削り、同条第2号中「及び前条第1項第4号」を削り、同条第4号中「又は同項第7号」を「及び同項第7号」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 前条第1項第6号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>(2) 前条第1項第4号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>(3) 休職にされていた期間</p> <p>(4) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第9条第3項に規定する承認を受けていない期間（消防団員活動期間、講演会等聴講期間及び骨髄等提供期間を除く。）</p> <p>(5) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p> <p>(6) 会計年度任用職員勤務時間規則第29条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）により勤務しない期間</p> <p>第22条の2第3項中「支給月数に」を削り、「割合を乗じて得た割合」を「割合」に改め、同条第4項を削る。</p> <p>第23条の2第1項第6号中「期間」の次に「（消防団員活動期間、講演会等聴講期間及び骨髄等提供期間を除く。）」を加え、同項第10号中「会計年度任用職員勤務時間規則第29条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）」を「介護休暇」に改め、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「期間」の次に「（消防団員活動期間、講演会等聴講期間及び骨髄等提供期間を除く。）」を加え、「以下この条及び」を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改める。</p> <p>第23条の3第1項中「第22条の2第1項」を「第22条の2第1項及び第3項」に改める。</p>	<p>第24条の2中「第22条の2及び第23条の2」を「第22条の2、第23条の2及び第23条の3」に改める。</p> <p>第27条第6項中第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 条例第17条の2に規定する勤勉手当の額の算出の基礎となる地域手当に相当する報酬額</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条の2第1項第5号を次のように改める。</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。第3項第5号において同じ。）の交付を受けている者（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳又は療育手帳の交付を受けている者で、前各号の規定に該当するものを除く。）のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの</p> <p>第17条の2第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。</p> <p>(5) 自立支援医療受給者証の受給者番号、交付年月日及び有効期間</p> <p>第25号の3様式を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区児童福祉法の施行に関する規則</p>	<p>（昭和62年3月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条の8第1項中「基づく」を「よる」に改め、同条第2項中「基づく」を「よる」に改め、「家庭支援事業措置決定通知書」の次に「（第1号の13様式）」を、「家庭支援事業措置通知書」の次に「（第1号の14様式）」を加え、「通知しなければ」を「その旨を通知しなければ」に改め、同条第3項中「基づく」を「よる」に、「提供期間満了前」を「提供期間の満了前」に改め、「家庭支援事業措置解除決定通知書」の次に「（第1号の15様式）」を、「家庭支援事業措置解除通知書」の次に「（第1号の16様式）」を加え、「通知しなければ」を「その旨を通知しなければ」に改める。</p> <p>第8条の30中「、医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センター」を「及び医療型障害児入所施設」に改める。</p> <p>第1号の12様式の次に次の4様式を加える。</p> <p>様式省略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">訓 令 甲</p> <p>◎世田谷区訓令甲第7号</p> <p style="text-align: center;">庁 中 一 般</p> <p>世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和6年4月1日</p> <p style="text-align: right;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>第9条第2項の表要綱、要領、契約書、協定書、覚書その他これらに類する文書（軽易なもの又は定例的なものを除く。）に関する事案の項中「経営改革・官民連携担当課長、経営改革・官民連携担当係長」を「官民連携・行政手法改革担当課長、官民連携・行政手法改革担当係長」に改め、同表大幅な事務改善に関する事案の項中「経営改革・官民連携担当課長、経営改革・官民連携担当係長」を「官民連携・行政手法改革担当課長、官民連携・行政手法改革担当係長」に、「経営改革・官民連携担当課長及び経営改革・官民連携担当係長」を「官民連携・行政手法改革担当課長及び官民連携・行政手法改革担当係長」に改める。</p>
--	--	---

別表3の部経営改革・官民連携担当課の款を次のように改める。

官民連携・行政手法改革担当課	1 官民連携に関する こと。	1 包括連携協定の締結に関する こと。	1 官民連携に係る指針等に関する こと。	1 官民連携に係る庁内外の調整及び調査に関する こと。
	2 他自治体との連携に関する こと。		1 他自治体との連携に係る事業を実施すること。	1 他自治体との連携に係る事業の実施の調整等を行う こと。

別表3の部経営改革・官民連携担当課の款の次に次のように加える。

ふるさと納税対策担当課	1 ふるさと納税対策に関すること。	1 ふるさと納税対策の方針に関すること。	1 ふるさと納税対策の実施に関すること。	1 ふるさと納税対策に係る調整及び調査に関すること。
-------------	-------------------	----------------------	----------------------	----------------------------

別表3の部政策研究・調査課の款を次のように改める。

政策研究・調査課	1 教育総合センターとの連携及び調整に関すること。 2 大学との連携に関すること。 3 せたがや自治政策研究所に関すること。 4 政策に係る調査研究に関すること。 5 国勢調査その他の基幹統計調査等に関すること。	1 大学との連携に関する基本的な方針を決定すること。	1 せたがや自治政策研究所の運営の方針に関すること。	1 教育総合センターとの連携の推進に関すること。 1 大学との連携を推進すること。  1 政策に係る調査研究を実施すること。 1 国勢調査その他の基幹統計調査等を実施すること。 2 統計情報の収集、分析及び提供を行うこと。	1 教育総合センターとの調整に関すること。 1 大学との連絡調整に関すること。 2 大学との連携事業の実施に関すること。 1 せたがや自治政策研究所が実施する研究に係る調整及び調査に関すること。  1 国勢調査その他の基幹統計調査等に係る調整に関すること。
----------	--	----------------------------	----------------------------	--	---

別表5の部総務課の款5の項部長決定の欄第2号及び同項課長決定の欄第2号を削り、同表5の2の部庁舎管理担当課の款2の項部長決定の欄に次の1号を加える。

2 防火管理者の指定及び解任並びにこれらの届出を行うこと。

別表5の2の部庁舎管理担当課の款2の項課長決定の欄に次の1号を加える。

3 庁内案内事務を運営すること。

別表7の部経理課の款8の項を次のように改める。

8 公用車両の管理等に関すること。	1 公用車両の確保、管理及び使用状況等について報告並びに措置を求めること。 2 使用車両等を指定し、及び必要に応じて使用の方法等を提示すること。 3 一般乗用旅客自動車運送事業の事業者が提供する自動車の公用使用について、必要に応じて方法等を定め、及び必要な事務処理を求めること。
-------------------	---

別表7の部課税課の款1の項中「及び都民税」を「、都民税、森林環境税」に改め、同款2の項中「特別区民税の」を削り、同款4の項件の欄中「特別区民税」の次に「、個人の都民税及び森林環境税並びに軽自動車税(種別割)(以下次項及び6の項において「特別区民税等」という。)」を加え、同項課長決定の欄第1号中「特別区民税に係る」を削り、同款5の項件の欄中「特別区民税」の次に「等」を加え、同項部長決定の欄第2号中「特別区税の」を削り、同項課長決定の欄第1号及び第2号中「特別区民税の」を削り、同款6の項件の欄中「特別区民税」の次に「等」を加え、同項課長決定の欄第1号中「特別区民税の」を削り、同款に次のように加える。

8 軽自動車税(種別割)(現年度分に限る。以下この項において同じ。)の督促に関すること。	1 軽自動車税(種別割)の督促状を発付すること。 2 軽自動車税(種別割)の督促状の公示送達をすること。
9 軽自動車税(種別割)の減免に関すること。	1 軽自動車税(種別割)の減免をすること。

# 世田谷区公報

別表7の部納税課の款2の項中「特別区税」の次に「等」を加え、同款3の項中「区税」を「特別区税等の」に改め、同款4の項課長決定の欄第1号及び第2号中「特別区税及び個人の都民税」を「特別区税等」に改め、同欄第3号中「特別区民税及び個人の都民税」を「特別区税等」に改め、同款6の項中「特別区税」の次に「等」を加え、同款7の項中「滞納処分」を「特別区税等の滞納処分」に改め、同項中「特別区税」の次に「等」を加え、同款8の項中「特別区税」の次に「等」を加え、同款9の項及び10の項を次のように改める。

<p>9 特別区税等（軽自動車税（種別割）（現年度分に限る。）を除く。以下この項において同じ。）の督促に 関すること。</p>				<p>1 特別区税等の督促状を 発付すること。 2 特別区税等の督促状の 公示送達をすること。</p>
<p>10 特別区税等（軽自動車税（種別割）を除く。以下この項において同じ。）の減免に 関すること。</p>			<p>1 特別区税等（延滞金を 除く。）の減免をすること。</p>	<p>1 特別区税等に係る延滞金を 減免すること。</p>

別表7の部納税課の款11の項件名の欄中「原動機付自転車及び小型特殊自動車」を「標識弁償金の収納」に改め、同款12の項件名の欄中「特別区民税等」を「特別区税等」に改め、同項課長決定の欄第1号中「特別区民税及び個人の都民税」を「特別区税等」に改め、同表8の部区民健康村・ふるさと・交流推進課の款5の項及び6の項を削り、同表9の2の部スポーツ施設課の款1の項中「こと」の次に「（拠点スポーツ施設整備担当課に属することを除く。）」を加え、同部に次のように加える。

<p>拠点スポーツ施設整備担当課</p>	<p>1 拠点スポーツ及びレクリエーション施設に関する総合的な計画に関する こと。</p>		<p>1 拠点スポーツ及びレクリエーション施設に関する総合的な計画を策定する こと。</p>		
----------------------	---	--	--	--	--

別表10の部産業連携交流推進課の款中「産業連携交流推進課」を「経済課」に改め、同款1の項中「産業振興」を「経済及び産業の振興」に改め、同表11の部保健医療福祉推進課の款1の項を次のように改める。

<p>1 世田谷区福祉人材育成・研修センターに関する こと。</p>			<p>1 世田谷区福祉人材育成・研修センターの運営に関する方針を策定する こと。</p>	
--	--	--	--	--

別表11の部保健医療福祉推進課の款2の項部長決定の欄第1号中「医療連携推進協議会」を「医療・介護連携推進協議会」に改め、同款4の項を削り、同表13の部子ども家庭課の款中7の項を削り、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

<p>4 生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金に関する こと。</p>			<p>1 一の該当者につき200,000円以上の生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金の給付を決定し、及び通知する こと。</p>	<p>1 一の該当者につき200,000円未満の生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金の給付を決定し、及び通知する こと。</p>
--	--	--	---	---

別表11の部児童相談支援課の款5の項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同款7の項中「指導及び検査」を「指導検査」に改め、同款中10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項の次に次のように加える。

<p>8 親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業（以下「親子再統合支援事業等」という。）の届出等に関する こと。</p>			<p>1 親子再統合支援事業等の開始の届出を受理する こと。 2 親子再統合支援事業等の制限又は停止を行う こと。 3 親子再統合支援事業等の廃止又は休止の届出を受理する こと。</p>	<p>1 親子再統合支援事業等の変更の届出を受理する こと。 2 親子再統合支援事業等を行う者から報告を 徴すること。</p>
<p>9 親子再統合支援事業等の指導検査に関する こと。</p>		<p>1 親子再統合支援事業等の改善の勧告等必要な措置を採る こと。</p>	<p>1 親子再統合支援事業等の指導検査を行う こと。</p>	

<p>別表11の部保育認定・調整課の款10の項中「及び児童養護施設」を「、児童養護施設及び里親支援センター」に改め、同表15の都市街地整備課の款を削り、同部建築調整課の款2の項部長決定の欄第10号中「基づき」を「より」に改め、同欄第52号中「建築基準法施行令」を「令」に、「基づき」を「より」に改め、同号を同欄第67号とし、同欄第51号中「基づく」を「より」に改め、同号を同欄第60号とし、同号の次に次の6号を加える。</p> <p>61 法第87条の3第5項の規定により一時的に建築物の用途を変更した応急仮設建築物の存続許可期間の延長をすること。</p> <p>62 建築基準法施行令(以下この項において「令」という。)第20条第1項及び建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件第2号の規定による2以上の居室の採光に有効な部分の面積の算定方法の認定をすること。</p> <p>63 令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による防火壁の設置を要しない建築物の認定をすること。</p> <p>64 令第131条の2第2項の規定による計画道路等がある場合の斜線制限の例外認定をすること。</p> <p>65 令第131条の2第3項の規定による壁面線の位置の制限がある場合の斜線制限の例外認定をすること。</p> <p>66 令第137条の12第6項及び第7項の規定により認定をすること。</p> <p>別表15の部建築調整課の款2の項部長決定の欄第50号中「基づく」を「よる」に改め、同号を同欄第59号とし、同欄第49号中「基づく」を「よる」に改め、同号を同欄第58号とし、同欄第48号中「基づき」を「より」に改め、同号を同欄第57号とし、同欄</p>	<p>第47号中「基づき」を「より」に改め、同号を同欄第56号とし、同欄第46号中「基づき」を「より」に改め、同号を同欄第55号とし、同欄第45号中「基づき」を「より」に改め、同号を同欄第54号とし、同欄第44号を第53号とし、第43号を第52号とし、同欄第42号中「基づき」を「より」に改め、同号を同欄第50号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>51 法第85条第5項の規定により仮設建築物の存続許可期間の延長をすること。</p> <p>別表15の部建築調整課の款2の項部長決定の欄第41号を第49号とし、第35号から第40号までを8号ずつ繰り下げ、第34号を第41号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>42 法第68条の3第7項の用途制限の例外認定をすること。</p> <p>別表15の部建築調整課の款2の項部長決定の欄第33号を第40号とし、第32号を第39号とし、第31号を第38号とし、第30号を第33号とし、同号の次に次の4号を加える。</p> <p>34 法第68条第1項の規定による景観地区内の高さの制限の例外許可をすること。</p> <p>35 法第68条第2項の規定による景観地区内の壁面の位置の制限の例外許可をすること。</p> <p>36 法第68条第3項の規定による景観地区内の敷地面積の最低限度の例外許可をすること。</p> <p>37 法第68条第5項の規定による景観地区内の高さの制限の適用除外認定をすること。</p> <p>別表15の部建築調整課の款2の項部長決定の欄第29号を第32号とし、第28号を第31号とし、同欄第27号中「法第60条の3第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さ」を「法第60条の3第1項第3号の規定による容積率及び建築面積」に改め、同号を同</p>	<p>欄第29号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>30 法第60条の3第2項ただし書の規定による建築物の高さの例外許可をすること。</p> <p>別表15の部建築調整課の款2の項部長決定の欄第26号中「法第59条の2の」を「法第59条の2第1項の規定による」に改め、同号を同欄第27号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>28 法第60条の2第1項第3号の規定による容積率、建蔽率及び建築面積の例外許可をすること。</p> <p>別表15の部建築調整課の款2の項部長決定の欄第25号を第26号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。</p> <p>21 法第57条の2第3項の特例容積率適用地区内の特例敷地の特例容積率の限度の指定をすること。</p> <p>別表15の部建築調整課の款4の項中「第17条の5第3項並びに第18条第1項及び第2項」を「第17条の5第3項、第18条第1項及び第2項並びに第19条の2第1項第2号」に改め、同款9の項中「第8条第1項ただし書」を「第4条第1項ただし書、第8条第1項ただし書」に改め、同部建築審査課の款6の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部住宅管理課の款中「住宅管理課」を「住宅課」に改め、同表15の2の部防災街づくり課の款中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、同款の次に次のように加える。</p>
---	--	---

<p>市街地整備課</p>	<p>1 崖・擁壁等防災対策方針に関すること。</p> <p>2 擁壁改修専門家派遣制度に関すること。</p> <p>3 都市基盤整備事業に関すること。</p>	<p>1 崖・擁壁等防災対策方針を策定すること。</p> <p>1 土地区画整理事業を施行すべき区域内の都市基盤に関する方針を策定すること。</p> <p>2 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)第4条第1項の規定に基づく個人施行の土地区画整理事業の認可をすること。</p> <p>3 法第4条第1項の規定に基づく個人施行の土地区画整理事業の認可に係る法第9条第3項の規定に基づく公告及び図書の送付をすること。</p> <p>4 法第13条第1項の</p>	<p>1 法第20条第3項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見書の処理並びに法第20条第5項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画の修正に係る申告の受理及び事業計画の修正部分に係る手続の執行をすること。</p> <p>2 法第39条第1項の規定に基づく組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可(縦覧手続等を省略するこ</p>	<p>1 法第10条第1項の規定に基づく個人施行の規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可並びに同条第3項において準用する法第9条第3項の規定に基づく公告及び図書の送付をすること。</p> <p>2 法第11条第4項の規定に基づく一人施行から共同施行になった場合における規約の認可、同条第7項の規定に基づく施行者に変動が生じた場合における届出の受理及び同条第8項の規定に基づく公告</p>	<p>1 擁壁改修専門家の派遣を決定すること。</p> <p>1 法第4条第1項の規定に基づく個人施行の土地区画整理事業の認可に係る法第9条第3項の規定により送付された図書の縦覧をすることの公告及び同条第4項の規定により当該図書の縦覧をすること。</p> <p>2 法第10条第1項の規定に基づく個人施行の規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に係る同条第3項において準用する法第9条第3項の規定により送付された図書の縦覧をすることの公告及び同条第4項の規定により当該図書の縦覧をする</p>
---------------	--	---	--	--	---

規定に基づく個人施行者の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可及び同条第4項において準用する法第9条第3項の規定に基づく公告をすること。

5 法第14条第1項及び第2項の規定に基づく土地区画整理組合(以下この項において「組合」という。)の設立の認可並びに同条第3項の規定に基づく事業計画の認可をすること。

6 法第14条第1項及び第2項の規定に基づく組合の設立の認可並びに同条第3項の規定に基づく事業計画の認可に係る法第21条第3項及び第4項の規定に基づく公告及び図書の送付をすること。

7 法第45条第2項の規定に基づく組合の解散の認可及び同条第5項の規定に基づく組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告をすること。

8 法第51条の2第1項の規定に基づく区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可をすること。

9 法第51条の2第1項の規定に基づく区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可に係る法第51条の9第3項の規定に基づく公告及び図書の送付をすること。

10 法第51条の13第1項の規定に基づく区画整理会社施行の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可及び同条第4項において準用する法第51条の9第3項の規定に基づく公告をすること。

11 法第77条第8項の規定に基づく建築物等の移転等の認可をすること。

12 法第86条第1項の規定に基づく換地計画の認可をすること。

とができるものを除く。)並びに当該認可に係る同条第4項の規定に基づく公告及び図書の送付をすること。

3 法第49条の規定に基づく決算報告書の承認をすること。

4 法第50条第3項の規定に基づく組合の合併に伴う組合設立認可の申請の受理及び同条第4項の規定に基づく合併する組合の一方が合併後存続する場合の定款等の変更の認可をすること。

5 法第51条の8第3項(法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見書の処理並びに法第51条の8第5項(法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画の修正に係る申告の受理及び事業計画の修正部分に係る手続の執行をすること。

6 法第51条の10第1項の規定に基づく区画整理会社の規準又は事業計画の変更の認可(縦覧手続等を省略することができるものを除く。)並びに当該認可に係る同条第2項において準用する法第51条の9第3項の規定に基づく公告及び図書の送付をすること。

7 法第51条の11第1項の規定に基づく区画整理会社の合併若しくは分割又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けの認可をすること。

8 法第76条第5項の規定に基づく工作物等に係る措置の執行を決定し、及び公告をすること。

9 法第97条第1項の規定に基づく換地計画の変更の認可をすること。

10 法第124条第1項

をすること。

3 法第39条第1項の規定に基づく組合の定款又は事業基本方針の変更の認可(縦覧手続等を省略することができるものに限る。)並びに当該認可に係る同条第4項の規定に基づく公告及び図書の送付をすること。

4 法第51条の10第1項の規定に基づく区画整理会社の規準又は事業計画の変更の認可(縦覧手続等を省略することができるものに限る。)並びに当該認可に係る同条第2項において準用する法第51条の9第3項の規定に基づく公告及び図書の送付をすること。

5 法第72条第1項の規定に基づく土地の立入りの認可及び同条第6項の規定に基づく障害物の伐除を認可すること。

6 法第76条第1項の規定に基づく工作物等(建築物の建築を伴うものを除く。)の設置の許可及び許可に係る同条第4項の規定に基づく監督処分をすること。

7 法第103条第3項の規定に基づく換地処分に係る届出の受理及び同条第4項の規定に基づく公告をすること。

8 法第123条の規定に基づく勧告をすること。

こと。

3 法第14条第1項の規定に基づく組合の設立の認可及び同条第3項の規定に基づく事業計画の認可に係る法第21条第3項の規定により送付された図書の縦覧をすることの公告並びに同条第6項の規定により当該図書の縦覧をすること。

4 法第19条第1項の規定に基づく施行地区となるべき区域の公告の申請の受理及び公告の手続並びに同条第3項の規定に基づく借地権に関する申告の受理をすること。

5 法第20条第1項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画の縦覧及び法第20条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該事業計画に対する意見書の受理をすること。

6 法第29条第1項の規定に基づく組合の理事の氏名及び住所の届出の受理並びに同条第2項の規定に基づく公告をすること。

7 法第39条第1項の規定に基づく組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可に係る同条第4項の規定により送付された図書の縦覧をすることの公告及び同条第2項において準用する法第21条第6項の規定により当該図書の縦覧をすること。

8 法第51条の2第1項の規定に基づく区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可に係る法第51条の9第3項の規定により送付された図書の縦覧をすることの公告及び同条第4項の規定により当該図書の縦覧をすること。

9 法第51条の7第1項の規定に基づく施行地区となるべき区域の公告の申請の受理及び公告の手続並びに同条第2項において準用する法第19条第3項の規定

<p>4 都市計画制限に関すること。</p>	<p>1 都市計画法(以下この項において「法」という。)第81条第2項の規定に基づく措置の執行及び公告をすること。</p>	<p>から第3項までの規定に基づき個人施行者に対する監督等を行うこと。                  11 法第125条の規定に基づき組合に対する監督等を行うこと。</p>	<p>1 法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可、法第34条の2第1項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発行為に係る協議及び法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可に関すること。                  2 法第36条第1項の規定に基づく工事完了届の受理、同条第2項の規定に基づく検査及び検査済証の交付並びに同条第3項の規定に基づく工事完了の公告に関すること。                  3 法第37条第1号の規定に基づく工事完了公告前における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認に関すること。                  4 法第43条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可、法第43条第3項の規定に基づ</p>	<p>に基づく借地権に関する申告の受理をすること。                  10 法第51条の8第1項(法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画の縦覧及び法第51条の8第2項(法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該事業計画に対する意見書の受理をすること。                  11 法第51条の10第1項の規定に基づく区画整理会社の規程又は事業計画の変更の認可に係る法第51条の9第3項の規定により送付された図書の縦覧をすることの公告及び同条第4項の規定により当該図書の縦覧をすること。                  12 法第123条の規定に基づく報告若しくは資料の提出を求め、又は助言等を行うこと。                  13 法第136条の規定に基づく東京都農業会議及び土地改良区の意見を聴取すること。                  1 法第35条の2第3項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理及び法第38条の規定に基づく開発行為の廃止届の受理に関すること。                  2 法第45条の規定に基づく開発許可の地位の承継に関すること。                  3 法第46条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付に関すること。                  4 都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明書の交付に関すること。</p>
------------------------	---	--	--	--

# 世田谷区公報

<p>5 宅地造成等の規制に関すること。</p>	<p>1 宅地造成等規制法（以下この項において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定について意見を提出すること。</p>			<p>く開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の協議に関すること。                  5 法第81条第1項の規定に基づく必要な措置を命ずること。                  1 法第8条第1項の規定に基づく宅地造成工事の許可、法第11条（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく宅地造成工事に係る協議及び法第12条第1項の規定に基づく宅地造成工事の変更許可に関すること。                  2 法第13条第1項の規定に基づく工事完了の検査及び同条第2項の規定に基づく検査済証の発行に関すること。                  3 法第14条第1項から第4項までの規定に基づく監督処分及び法第17条第1項及び第2項の規定に基づく改善命令に関すること。                  4 法第16条第2項の規定に基づく勧告に関すること。                  5 法第19条の規定に基づく工事状況の報告徴取に関すること。</p>	<p>1 法第12条第2項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。                  2 法第15条の規定に基づく届出の受理に関すること。</p>
--------------------------	---	--	--	--	--

<p>別表15の2の部建築安全課の款5の項区長決定の欄中第2号を削り、同欄第3号中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄第4号中「第14条第10項」を「第22条第10項」に改め、同号を同欄第6号とし、同号の前に次の3号を加える。                  3 法第22条第2項の規定に基づく勧告をすること。                  4 法第22条第3項の規定に基づく特定</p>	<p>空家等の除却等を命ずること。                  5 法第22条第9項の規定に基づく措置の執行を決定すること。                  別表15の2の部建築安全課の款5の項区長決定の欄に次の1号を加える。                  7 法第22条第11項の規定に基づく措置の執行を決定すること。                  別表15の2の部建築安全課の款5の項部長決定の欄に次の2号を加える。                  3 法第13条第1項の規定に基づく指導</p>	<p>をすること。                  4 法第22条第1項の規定に基づく助言又は指導をすること。                  別表15の2の部建築安全課の款10の項課長決定の欄第1号中「第7条」を「第6条」に改める。                  別表15の3の部みどり政策課の款中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から5の項までを1項ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。</p>
---	---	---

<p>公園整備利活用推進課</p>	<p>1 公園計画に関すること。</p>	<p>1 公園計画を策定すること。                  2 都市計画法第59条第1項の規定に基づく公園に関する都市計画事業の認可を申請すること。</p>			
-------------------	----------------------	---	--	--	--

<p>◎世田谷区訓令甲第8号                  庁 中 一 般                  総 合 支 所                  児 童 相 談 所                  保 健 所                  出 張 所                  事 業 所</p>	<p>世田谷区事故及び争訟処理規程（昭和62年11月世田谷区訓令甲第60号）の一部を次のように改正する。                  令和6年4月1日                  世田谷区長 保坂展人                  第2条第3項第2号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」</p>	<p>を削り、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加える。                  ◎世田谷区訓令甲第9号                  庁 中 一 般                  総 合 支 所                  児 童 相 談 所</p>
--	---	--

保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区公文書管理規程(令和2年4月世田谷区訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1項第2号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、同項第3号中「総合支所の課長」の次に「及び担当課長」を加え、「副所長及び」を削る。

第47条第3項中「総合支所の課、清掃事務所、児童相談所の副所長及び」を「総合支所の課及び担当課、清掃事務所、児童相談所の」に改め、「(総務部研修担当課を除く。)」を削る。

第48条第1項本文中「(総務部研修担当課を除く。)、総合支所の課」を「総合支所の課及び担当課」に改め、同項ただし書中(世田谷総合支所の課を除く。)」の次に「及び担当課」を加え、「(総務部研修担当課を除く。)」を削り、同条第2項中「、総務部研修担当課」を削る。

◎世田谷区訓令甲第10号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区マイクロフィルム文書管理規程(昭和60年7月世田谷区訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条第6号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削る。

第2号様式中「」を削る。

◎世田谷区訓令甲第11号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程(令和2年12月世田谷区訓令甲第52号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条中「、清掃事務所、児童相談所の副所長及び」を「及び担当課、清掃事務所、児童相談所の」に改め、「総合支所の課長」の次に「及び担当課長」を加え、「副所長及び課長」を「課長」に改める。

◎世田谷区訓令甲第12号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
宿日直手当支給規程(昭和43年4月世田

谷区訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条の表中「5,800円」を「5,900円」に、「7,800円」を「8,000円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「3,900円」を「4,000円」に改める。

附 則

この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定は、令和6年4月1日から始まる宿日直勤務から適用する。

◎世田谷区訓令甲第13号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区被服貸与規程(昭和55年4月世田谷区訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

別表B型(事務型)の部1の款1の項中「一般事務」の次に「又は情報通信技術に関する事務」を加える。

◎世田谷区訓令甲第14号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区警火規程(昭和58年11月世田谷区訓令甲第53号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1項中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加える。

◎世田谷区訓令甲第15号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区自動車の管理等に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第38号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加え、同条第2号中「、同条第2項」を「及び同条第2項」に改め、「総合支所の課長」の次に「及び担当課長」を加え、「副所長及び」を削り、「第4条第1項に規定する課長」の次に「及び担当課長」

を加え、同条第3号中「借り入れた」を「借り受けた」に改める。

◎世田谷区訓令甲第16号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区原動機付自転車及び自転車の管理運営規程(昭和41年6月世田谷区訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加え、同条第2号中「、同条第2項」を「及び同条第2項」に改め、「総合支所の課長」の次に「及び担当課長」を加え、「副所長及び」を削り、「第4条第1項に規定する課長」の次に「及び担当課長」を加える。

◎世田谷区訓令甲第17号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区契約事務規則第56条の2の規定に基づく区長の指定事項(昭和57年4月世田谷区訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

本則に次の1項を加える。  
13 印刷の請負契約

◎世田谷区訓令甲第18号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区建築物等保全規程(平成12年12月世田谷区訓令甲第48号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1号中「、清掃事務所、児童相談所の副所長及び」を「及び担当課、清掃事務所、児童相談所の」に改め、同条第2号中「、同条第2項」を「及び同条第2項」に、「、清掃事務所長、児童相談所の副所長及び」を「及び担当課長、清掃事務所長、児童相談所の」に改める。

◎世田谷区訓令甲第19号

庁 中 一 般  
保 健 所  
世田谷区保健所処務規程(昭和62年8月世田谷区訓令甲第52号)の一部を次のよう

# 世田谷区公報

に改正する。  
 令和6年4月1日  
 世田谷区長 保坂展人  
 第3条第1項の表中「感染症対策課  
 住民接種担当課」  
 を「感染症対策課」に改める。  
 第7条の表健康企画課の部調整係の項第

5号中「及び啓発」を削り、同表感染症対策課の部感染症対策担当係長の項第8号中「に係る医療費の給付」を「医療費の支給等」に改め、同部予防接種担当係長の項第1号中「(住民接種担当課住民接種担当係長に属するものを除く。)」を削り、同表住民接種担当課の部を削り、同表生活保健課

の部生活環境衛生担当係長の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同部食品衛生企画担当係長の項第2号中「行政処分」を「不利益処分」に改める。

別表1の部中10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、7の項及び8の項を削り、6の項を9の項とし、同項の前に次のように加える。

8 地域保健に係る専門 研修及び調査研究に 関すること。	1 地域保健に係る専門 研修及び調査研究を企 画すること。	1 地域保健に係る専門 研修及び調査研究を実 施すること。
------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

別表1の部中5の項を7の項とし、1の項から4の項までを2項ずつ繰り下げ、同項の前に次のように加える。

1 地域保健に係る統計 調査の総括に関するこ と。	1 調査票を東京都知事 に送付すること。
2 地域保健に関する思 想の普及に関すること。	1 地域保健に関する思 想を普及すること。

別表2の部中4の項及び5の項を削り、3の項を5の項とし、2の項を4の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 歯科保健に関するこ と。	1 歯科保健事業に係る 計画の基本的な方針を 策定すること。	1 歯科保健事業に係る 計画を策定すること。	1 歯科保健事業を実施 すること。
3 栄養指導に関するこ と。	1 栄養指導及び食育の 推進に係る基本的な方 針を策定すること。 2 特定給食施設に係る 指導に関すること。 3 食品表示に係る命令 に関すること。	1 栄養指導及び食育の 推進に係る計画を策定 すること。	1 栄養指導及び食育の 推進に係る事業を実施 すること。 2 特定給食施設に係る 届出に関すること。 3 食品表示に係る指示 に関すること。

別表3の部4の項中「小児慢性特定疾病に係る医療費の給付」を「小児慢性特定疾病医療費の支給等」に、「認定をする」を「認定及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業の登録者証の交付を決定する」に改め、同表中4の部を削り、5の部を4の部とし、同表6の部3の項課長決定の欄第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同部を同表5の部とする。

### ◎世田谷区訓令甲第20号

#### 庁 中 一 般

世田谷区における建築主事の確認等に関する事務の執行順位に関する規程(昭和45年7月世田谷区訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

題名中「建築主事」の次に「等」を加える。

第1条中「建築主事が行う建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)」を「建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する建築主事等が行う法」に、「法第18条第3項」を「法第7条の6第1項第2号の規定による認定に関する事務、法第18条第3項」に改める。

第2条中「検査」の次に「認定」を加える。

### ◎世田谷区訓令甲第21号

#### 庁 中 一 般 総 合 支 所

世田谷区建築監視員の権限に関する規程(昭和46年6月世田谷区訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

本則中「世田谷区における建築主事が確認する建築物の範囲等に関する規程」を「世田谷区における建築主事等の確認等に関する事務の執行順位に関する規程」に、「建築主事が確認(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。))第6条第1項に規定する建築主事等が確認(法)に改める。

### ◎世田谷区訓令甲第22号

#### 庁 中 一 般 総 合 支 所 児 童 相 談 所 保 健 所 出 張 所 事 業 所

世田谷区工事施行規程(昭和50年9月世田谷区訓令甲第33号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条第4号中「清掃事務所、児童相談所の副所長及び」を「及び担当課、清掃事務所、児童相談所の」に改め、同条第5号中「同条第2項」を「及び同条第2項」に、「清掃事務所長、児童相談所の副所長及び」を「及び担当課長、清掃事務所長、児童相談所の」に改める。

## 告 示

### ◎世田谷区告示第204号

北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者  
(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合  
(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 委託した歳入等  
リサイクル資源の売払代金
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第205号

世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社世田谷サービス  
 公社  
 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三  
 丁目25番9号  
 2 委託した歳入等  
 使用料  
 3 委託した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託施設  
 世田谷区立玉川総合支所駐車場  
 5 委託期間  
 令和6年4月1日から令和7年3  
 月31日まで

◎世田谷区告示第206号

玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
 令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
 (1) 名称 世田谷リサイクル協同組合  
 (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四  
 丁目2番15号小見山ビル  
 2階  
 2 委託した歳入等  
 リサイクル資源の売払代金  
 3 委託した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託期間  
 令和6年4月1日から令和7年3  
 月31日まで

◎世田谷区告示第207号

世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
 (1) 名称 株式会社世田谷サービス  
 公社  
 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三  
 丁目25番9号  
 2 委託した歳入等  
 使用料  
 3 委託した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託施設  
 世田谷区立砧総合支所駐車場  
 5 委託期間  
 令和6年4月1日から令和7年3  
 月31日

◎世田谷区告示第208号

砧総合支所管内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
 (1) 名称 世田谷リサイクル協同  
 組合  
 (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷  
 四丁目2番15号小見山  
 ビル2階  
 2 委託した歳入等  
 リサイクル資源の売払代金  
 3 委託した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託期間  
 令和6年4月1日から令和7年3  
 月31日まで

◎世田谷区告示第209号

世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)第8条に規定する使用料のうち自転車等駐車場の使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
 (1) 名称 株式会社世田谷サービス  
 公社  
 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三  
 丁目25番9号  
 2 委託した歳入等  
 使用料  
 3 委託した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託施設  
 世田谷区立喜多見東地区会館自転  
 車等駐車場  
 5 委託期間  
 令和6年4月1日から令和7年3  
 月31日

◎世田谷区告示第210号

烏山総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
 (1) 名称 世田谷リサイクル協同組  
 合  
 (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四  
 丁目2番15号小見山ビル  
 2階  
 2 委託した歳入等  
 リサイクル資源の売払代金  
 3 委託した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託期間  
 令和6年4月1日から令和7年3  
 月31日まで

◎世田谷区告示第211号

世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月

世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
 (1) 名称 株式会社世田谷サービス  
 公社  
 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三  
 丁目25番9号  
 2 委託した歳入等  
 使用料  
 3 委託した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託施設  
 世田谷区立烏山区民会館  
 5 委託期間  
 令和6年4月1日から令和7年3  
 月31日まで

◎世田谷区告示第212号

世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
 (1) 名称 株式会社世田谷サービ  
 ス公社  
 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂  
 三丁目25番9号  
 2 委託した歳入等  
 使用料  
 3 委託した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託施設  
 世田谷区立世田谷区民会館  
 5 委託期間  
 令和6年4月1日から令和7年3  
 月31日まで

◎世田谷区告示第213号

世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
 (1) 名称 光管財株式会社世田谷支  
 店  
 (2) 所在地 東京都世田谷区用賀二丁  
 目26番1号301  
 2 委託した歳入等  
 使用料  
 3 委託した日  
 令和6年4月1日  
 4 委託施設  
 世田谷区立玉川区民会館別館

5 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第214号  
世田谷区立地区会館条例（昭和54年9月世田谷区条例第47号）第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和6年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社メタップスペースメント  
(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階

2 委託した歳入等  
使用料

3 委託した日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第215号  
世田谷区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和6年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社  
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託した歳入等  
刊行物等の売払代金

3 委託した日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第216号  
特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和6年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方  
(1) 名称 公益財団法人特別区協議会  
(2) 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 委託した歳入等  
刊行物等の売払代金

3 委託した日

令和6年4月1日

4 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第217号  
庁舎リサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和6年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社江栄  
(2) 所在地 東京都世田谷区野毛二丁目3番8号

2 委託した歳入等  
売払代金

3 委託した日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第218号  
特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税（種別割）の収納の事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき、なお従前の例により公金事務を行わせることができる者として次のとおり委託したので告示する。  
令和6年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方  
(1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
(2) 名称 株式会社セブソーイレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8  
(3) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号  
(4) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
(5) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号  
(6) 名称 ミニストップ株式会社  
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
(7) 名称 株式会社ポプラ  
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1  
(8) 名称 株式会社しんきん情報サービス  
所在地 東京都港区港南一丁目8番27号  
(9) 名称 LINE Pay株式会社

社  
所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号

(10) 名称 PayPay株式会社  
所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

(11) 名称 ビリングシステム株式会社  
所在地 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

(12) 名称 KDDI株式会社  
所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

(13) 名称 株式会社NTTドコモ  
所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(14) 名称 株式会社みずほ銀行  
所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(15) 名称 楽天ペイメント株式会社  
所在地 東京都港区港南二丁目16番5号

◎世田谷区告示第219号  
世田谷区立敬老会館条例（平成9年3月世田谷区条例第26号）第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和6年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社メタップスペースメント  
(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階

2 委託した歳入等  
使用料

3 委託した日  
令和6年4月1日

4 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第220号  
世田谷区立健康増進・交流施設条例（平成24年3月世田谷区条例第8号）第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。  
令和6年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社メタップスペースメント  
(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階

2 委託した歳入等  
使用料

3 委託した日  
令和6年4月1日

<p>4 委託施設 世田谷区立健康増進・交流施設条例第3条に規定する世田谷区立健康増進・交流施設の施設(会議室に限る。)</p> <p>5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>	<p>の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託した歳入等 観覧料及び特別観覧料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 (1) 世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館 (2) 世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館</p> <p>5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>	<p>使用料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設(セミナールーム及びワークショップ室の施設使用料に限る。)</p> <p>5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第221号 世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及び第5条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託した歳入等 観覧料、特別観覧料及び使用料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立世田谷美術館</p> <p>5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第224号 世田谷区立世田谷文学館条例(平成6年9月世田谷区条例第32号)第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託した歳入等 観覧料及び特別観覧料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立世田谷文学館</p> <p>5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第226号 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託した歳入等 使用料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立世田谷文化生活情報センター(附帯設備使用料に限る。)</p> <p>5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第222号 世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及び第5条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託した歳入等 観覧料、特別観覧料及び使用料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー</p> <p>5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第225号 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階</p> <p>2 委託した歳入等 利用者登録料、利用者登録更新料及びキャンセル料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第227号 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)第3条第3項に規定する利用者登録料、同条例第4条第3項に規定する利用者登録更新料及び同条例第11条に規定するキャンセル料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階</p> <p>2 委託した歳入等 利用者登録料、利用者登録更新料及びキャンセル料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第223号 世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料</p>	<p>◎世田谷区告示第225号 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階</p> <p>2 委託した歳入等</p>	<p>◎世田谷区告示第227号 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)第3条第3項に規定する利用者登録料、同条例第4条第3項に規定する利用者登録更新料及び同条例第11条に規定するキャンセル料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階</p> <p>2 委託した歳入等 利用者登録料、利用者登録更新料及びキャンセル料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>

# 世田谷区公報

## ◎世田谷区告示第228号

世田谷区立区民センター条例(昭和47年12月世田谷区条例第44号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社メタップスペースメント
- (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階

### 2 委託した歳入等

使用料

### 3 委託した日

令和6年4月1日

### 4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## ◎世田谷区告示第229号

世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)第2条及び第3条第2項に規定する多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

- (1) 名称 地方公共団体情報システム機構
- (2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地

### 2 委託した歳入等

多機能端末機による証明書等の交付の手数料

### 3 委託した日

令和6年4月1日

### 4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## ◎世田谷区告示第230号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例(昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

- (1) 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- (2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号

### 2 委託した歳入等

使用料

### 3 委託した日

令和6年4月1日

### 4 委託施設

世田谷区立尾山台地域体育館

### 5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## ◎世田谷区告示第231号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例(昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社メタップスペースメント
- (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階

### 2 委託した歳入等

使用料

### 3 委託した日

令和6年4月1日

### 4 委託施設

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例別表第2に規定する世田谷区立地域体育館の施設(体育館に限る。)及び世田谷区立地区体育室の施設(体育室・会議室に限る。)

### 5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## ◎世田谷区告示第232号

世田谷区立区民農園条例(平成5年11月世田谷区条例第56号)第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社マイファーム
- (2) 所在地 東京都港区三田二丁目14番5号

### 2 委託した歳入等

使用料

### 3 委託した日

令和6年4月1日

### 4 委託施設

世田谷区立区民農園

### 5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## ◎世田谷区告示第233号

世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)第54条に規定する廃棄物処理手数料のうち、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)第46条第1項及び

第47条第1項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

### 1 委託を受けた者

別紙のとおり

### 2 委託した歳入等

廃棄物処理手数料

### 3 委託した日

令和6年4月1日

相手方名称	相手方所在地
青木武雄	東京都世田谷区赤堤3丁目3番7号
栗田収一朗	東京都世田谷区奥沢1丁目15番11号
有限会社根岸商店	東京都世田谷区奥沢4丁目24番14号
豊田康弘	東京都世田谷区奥沢6丁目13番8号
樋口昌平	東京都世田谷区奥沢8丁目9番1号
株式会社宗美堂	東京都世田谷区奥沢8丁目32番12号
一杉正幸	東京都世田谷区粕谷4丁目13番18号アネックス一杉
難波功	東京都世田谷区粕谷4丁目16番9号
株式会社東海輸送	東京都世田谷区上馬4丁目38番5号
松原静江	東京都世田谷区上北沢4丁目9番1号
有限会社ムトウ電器	東京都世田谷区上北沢4丁目17番20号
有限会社早川木工所	東京都世田谷区上祖師谷4丁目16番19号
市川文一	東京都世田谷区上野毛4丁目24番3号
高橋知之	東京都世田谷区北鳥山4丁目8番18号
有限会社朝日屋並木商店	東京都世田谷区北鳥山6丁目6番3号
合資会社澤田屋商店	東京都世田谷区北沢2丁目19番17号
しもきた商店街振興組合	東京都世田谷区代田6丁目1番28号 白洋ビル201-5号室
株式会社さくや	東京都世田谷区北沢2丁目32番4号
有限会社朝倉商店	東京都世田谷区北沢2丁目40番17号
株式会社亀屋	東京都世田谷区北沢3丁目31番3号
新庄政公	東京都世田谷区北沢5丁目23番17号
角田屋酒店成塚智	東京都世田谷区北沢5丁目25番2号
三桜自動車株式会社	東京都世田谷区砧2

# 世田谷区公報

令和6年5月20日(第758号)

社	丁目2番1号		1丁目3番14号	株式会社ダイエー	兵庫県神戸市中央区 港島中町4丁目1番1
祖師谷南商店街振興組合	東京都世田谷区砧6丁目37番5号	有限会社マルカワ	東京都世田谷区野毛2丁目26番11号AMGビル1F	株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社中村屋酒販	東京都世田谷区給田3丁目13番16号	有限会社武蔵屋根岸商店	東京都世田谷区野沢4丁目18番8号	株式会社クリエイトエス・ディー	神奈川県横浜市青葉区荏田西2丁目3番地2
川村昌敏	東京都世田谷区経堂1丁目6番8号	有限会社実島商店	東京都世田谷区八幡山3丁目22番5号	株式会社ウェルパーク	東京都立川市栄町6丁目1番地の1
有限会社遠州屋	東京都世田谷区経堂1丁目19番12号	美吉ストアー高倉恵美子	東京都世田谷区八幡山3丁目32番10号	荻原 章	東京都世田谷区上北沢1丁目6番地12号
経堂農大通り商店街振興組合	東京都世田谷区経堂1丁目21番18号	合同会社中村利郎商店	東京都世田谷区深沢3丁目3番13号		
小田急商事株式会社	東京都世田谷区経堂2丁目1番33号	砧麵業組合	東京都世田谷区船橋5丁目34番7号		
岡照子	東京都世田谷区豪徳寺1丁目45番1号	遠藤武雄	東京都世田谷区船橋2丁目18番8号		
株式会社マドカ	東京都世田谷区駒沢2丁目31番2号	株式会社オオゼキ	東京都世田谷区松原4丁目10番4号		
有限会社長見世	東京都世田谷区桜丘4丁目2番2号	株式会社お酒のケイエスエス	東京都世田谷区松原5丁目26番1号		
タカダ電化株式会社	東京都世田谷区三軒茶屋1丁目35番6号	株式会社アドバンスクリヤマ	東京都世田谷区南烏山5丁目14番3号		
株式会社西沢商店	東京都世田谷区三軒茶屋1丁目37番9号	岩本直樹	東京都世田谷区南烏山6丁目8番7号		
有限会社恵比寿屋酒店	東京都世田谷区三軒茶屋2丁目39番9号	経堂商店街振興組合	東京都世田谷区宮坂3丁目13番6号		
望月幹朗	東京都世田谷区下馬3丁目38番16号	用賀商店街振興組合	東京都世田谷区用賀4丁目12番15号		
株式会社木村屋酒店	東京都世田谷区新町3丁目1番11号	高村光	東京都世田谷区若林3丁目17番8号		
株式会社成城風月堂	東京都世田谷区成城6丁目10番8号	株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号		
有限会社武蔵屋松本	東京都世田谷区世田谷1丁目47番7号	イオンマーケット株式会社	東京都杉並区阿佐谷南1丁目32番10号		
有限会社三河屋竹内商店	東京都世田谷区祖師谷1丁目9番10号	三恵商店本橋宏之	東京都杉並区久我山1丁目6番6号		
有限会社アスク	東京都世田谷区太子堂2丁目16番8号	株式会社タジマヤ	東京都台東区根岸5丁目7番4号		
株式会社米沢屋	東京都世田谷区太子堂3丁目18番5号	山崎製パン株式会社テイリーヤマザキ事業統括本部	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号		
有限会社銀次郎	東京都世田谷区代沢2丁目36番20号	ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1		
有限会社林食品店	東京都世田谷区代沢4丁目7番4号	株式会社セブーンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8		
伊勢屋酒店郡司孝	東京都世田谷区代沢5丁目18番11号	株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号		
椋本実	東京都世田谷区代田3丁目1番4号	株式会社東急ストア	東京都目黒区上目黒1丁目21番12号		
有限会社榎本商店	東京都世田谷区代田4丁目5番11号	株式会社紀ノ國屋	東京都港区北青山3丁目11番7号		
尾崎達男	東京都世田谷区代田6丁目12番36号	株式会社大勝	東京都狛江市駒井町3丁目35番6号		
有限会社丸和不動産	東京都世田谷区玉川2丁目26番1号	株式会社京王ストア	東京都多摩市関戸1丁目7番地4		
二子玉川商店街振興組合	東京都世田谷区玉川3丁目15番12号	株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町1丁目38番地1		
大平保彦	東京都世田谷区等々力4丁目18番17号	富士シティオ株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通17番地		
有限会社粕谷精米店	東京都世田谷区中町3丁目6番1号				
池田晃康	東京都世田谷区野毛				

## ◎世田谷区告示第234号

エコプラザ用資におけるリユース品売払金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社ジモティー
  - 所在地 東京都品川区西五反田一丁目2番10号CIRCLE S五反田2階
- 委託した歳入等  
リユース品売払金
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## ◎世田谷区告示第235号

資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金収納事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 世田谷リサイクル協同組合
  - 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 委託した歳入等  
資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## ◎世田谷区告示第236号

金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定に

# 世田谷区公報

より告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 株式会社リーテム
- (2) 所在地 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

2 委託した歳入等

売払代金

3 委託した日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第237号

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第15条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東京支店
- (2) 所在地 東京都新宿区大久保一丁目2番17号新宿サンエービル2階

2 委託した歳入等

使用料

3 委託した日

令和6年4月1日

4 委託施設

世田谷区立保健医療福祉総合プラザの施設(区民活動支援会議室、研修室及び駐車場に限る。)

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第238号

世田谷区立保健センター条例(昭和51年12月世田谷区条例第56号)第4条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

- (1) 名称 公益財団法人世田谷区保健センター
- (2) 所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番10号

2 委託した歳入等

使用料

3 委託した日

令和6年4月1日

4 委託施設

世田谷区立保健センター

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

月31日まで

### ◎世田谷区告示第239号

世田谷区後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月世田谷区条例第19号)第2条に規定する保険料の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項の規定に基づき、なお従前の例により公金事務を行わせることができる者として次のとおり委託したので告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社NTTデータ  
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
- (3) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (4) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (5) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (6) 名称 ミニストップ株式会社  
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (7) 名称 株式会社ポプラ  
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- (8) 名称 株式会社しんきん情報サービス  
所在地 東京都港区港南一丁目8番27号

### ◎世田谷区告示第240号

世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)第14条に規定する保険料の徴収の事務については、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項の規定に基づき、なお従前の例により公金事務を行わせることができる者として次のとおり委託したので告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社NTTデータ  
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
- (3) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (4) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号

ト

- 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (5) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (6) 名称 ミニストップ株式会社  
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (7) 名称 株式会社ポプラ  
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- (8) 名称 株式会社しんきん情報サービス  
所在地 東京都港区港南一丁目8番27号
- (9) 名称 LINE Pay株式会社  
所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号
- (10) 名称 PayPay株式会社  
所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- (11) 名称 ビリングシステム株式会社  
所在地 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
- (12) 名称 KDDI株式会社  
所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
- (13) 名称 株式会社NTTドコモ  
所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
- (14) 名称 株式会社みずほ銀行  
所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

### ◎世田谷区告示第241号

介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項の規定に基づき、なお従前の例により公金事務を行わせることができる者として次のとおり委託したので告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
- (3) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (4) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (5) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三

(6)	名称 所在地	丁目10番1号 ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(7)	名称 所在地	株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
(8)	名称 所在地	株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号
(9)	名称 所在地	LINE Pay株式会社 東京都品川区西品川一丁目1番1号
(10)	名称 所在地	ピリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
(11)	名称 所在地	PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
(12)	名称 所在地	KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
(13)	名称 所在地	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
(14)	名称 所在地	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
(15)	名称 所在地	楽天ペイメント株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号

◎世田谷区告示第242号

世田谷区立障害者休養ホーム条例(昭和45年7月世田谷区条例第25号)第11条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
  - 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
- 委託した歳入等  
使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第243号

世田谷区発達障害相談・療育センター条例(平成20年12月世田谷区条例第71号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 社会福祉法人トボスの会
  - 所在地 東京都足立区興野二丁目18番12号
- 委託した歳入等  
使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第244号

世田谷区立産後ケアセンター条例(平成29年10月世田谷区条例第45号)第13条に規定する利用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 公益社団法人日本助産師会
  - 所在地 東京都台東区鳥越二丁目12番2号
- 委託した歳入等  
利用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第245号

世田谷区立青少年交流センター条例(平成26年12月世田谷区条例第55号)第13条第3項に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 公益財団法人児童育成協会
  - 所在地 東京都千代田区四番町2番地12四番町THビル6階
- 委託した歳入等  
使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立野毛青少年交流センター
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第246号

世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 有限会社松本商店
  - 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号
- 委託した歳入等  
リサイクル資源の売払代金
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第247号

希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 有限会社松本商店
  - 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号
- 委託した歳入等  
リサイクル資源の売払代金
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

◎世田谷区告示第248号

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第2項に規定する注射済票の交付に係る手数料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部
  - 所在地 東京都世田谷区等々力二丁目1番2号
- 委託した歳入等  
注射済票の交付に係る手数料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和6年7月25日まで

◎世田谷区告示第249号

世田谷区立多摩川玉堤広場条例(昭和53年11月世田谷区条例第44号)第3条に規定

# 世田谷区公報

する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 多摩川緑地広場管理公社
  - 所在地 東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号
- 委託した歳入等  
使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立多摩川玉堤広場
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第250号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社メタップスペースメント
  - 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階
- 委託した歳入等  
使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第251号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 委託した歳入等  
占用料及び使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立世田谷公園、世田谷区立こどものひろば公園及び世田谷区立世田谷公園洋弓場

### 5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第252号

世田谷区立ミニS L条例(昭和57年3月世田谷区条例第27号)第2条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 委託した歳入等  
使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立ミニS L
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第253号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 委託した歳入等  
占用料及び使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立玉川野毛町公園
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日

### ◎世田谷区告示第254号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社世田谷サービス公社
  - 所在地 東京都世田谷区太子堂三

丁目25番9号

- 委託した歳入等  
使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立次大夫堀公園駐車場
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第255号

世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第42条第1項に規定する費用、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第17条の7第1項に規定する手数料及び世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)第19条第1項に規定する手数料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 シンテイ警備株式会社
  - 所在地 東京都中央区新富一丁目8番8号
- 委託した歳入等  
手数料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### ◎世田谷区告示第256号

世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
  - 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号
- 委託した歳入等  
使用料
- 委託した日  
令和6年4月1日
- 委託施設  
世田谷区立学校施設使用条例第2条第6号から第9号までに規定する世田谷区立学校の施設及び世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号の規定により地域体育館として指定された体育館
- 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3

<p>月31日まで</p> <p><b>◎世田谷区告示第257号</b> 世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社メタップスペースメント (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階</p> <p>2 委託した歳入等 使用料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>	<p>第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定納付受託者の名称及び所在地 (1) 名称 さとふる株式会社 (2) 所在地 東京都中央区京橋2-2-1京橋エドグラン13F</p> <p>2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 寄附金</p> <p>3 指定納付受託者の指定をした日 令和6年4月1日</p>	<p>円(消費税相当額を除く。)</p> <p>2 適用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
<p><b>◎世田谷区告示第258号</b> 世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号)第12条に規定するプラネタリウムの観覧料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託した歳入等 観覧料</p> <p>3 委託した日 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設 世田谷区立中央図書館</p> <p>5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p>	<p><b>◎世田谷区告示第261号</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定納付受託者の名称及び所在地 (1) 名称 楽天グループ株式会社 (2) 所在地 東京都世田谷玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス</p> <p>2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 寄附金</p> <p>3 指定納付受託者の指定をした日 令和6年4月1日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第264号</b> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p><b>◎世田谷区告示第259号</b> 世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)第35条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)第25条の規定に基づき、令和6年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p><b>◎世田谷区告示第262号</b> 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p><b>◎世田谷区告示第265号</b> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p><b>◎世田谷区告示第260号</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条</p>	<p><b>◎世田谷区告示第263号</b> 世田谷区環境美化等に関する条例(平成9年10月世田谷区条例第49号)第17条及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則(平成10年3月世田谷区規則第42号)第7条第2項の規定に基づき、雑草除去委託申込者から徴収する雑草除去委託料を次のとおり決定したので告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 雑草の除去に係る委託料の額 (1) 1回の除去に係る面積が100平方メートル未満の場合 草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり450円(消費税相当額を除く。)</p> <p>(2) 1回の除去に係る面積が100平方メートル以上の場合 草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり350</p>	<p><b>◎世田谷区告示第266号</b> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
		<p><b>◎世田谷区告示第267号</b> 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定による教育・保育施設の確認をしたので、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
		<p><b>◎世田谷区告示第268号</b> 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
		<p><b>◎世田谷区告示第269号</b> 建築計画概要書等閲覧場所の設置について(平成28年4月世田谷区告示第265号)の一部を次のように改正する。 令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人 本則中「建築主事に提出された建築確認申請書及び建築基準法(昭和25年法律第201号)」を「建築基準法(昭和25年法律第201</p>

# 世田谷区公報

号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する建築主事等（以下「建築主事等」という。）に提出された建築確認申請書及び法に、「建築主事が確認」を「建築主事等が確認」に、「建築主事に提出された建築確認申請書及び建築基準法」を「建築主事等に提出された建築確認申請書及び法」に、「建築基準法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は同法第68条の7第1項」を「法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項」に改める。

**◎世田谷区告示第270号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区において、措置費共同経理課（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第7号及び第7号の3に規定する費用の支弁等に関する事務を処理する内部組織をいう。）を共同設置したため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約（共同設置する特別区）

第1条 港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「関係区」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。  
（名称）

第2条 関係区が共同設置する内部組織の名称は、措置費共同経理課とする。  
（執務場所）

第3条 措置費共同経理課の執務場所は、東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館内とする。

（幹事となる特別区）

第4条 措置費共同経理課で処理する事務の幹事となる特別区（以下「幹事区」という。）は、関係区の長の協議により定める。

（処理する事務）

第5条 措置費共同経理課で処理する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第7号及び第7号の3に規定する費用の支弁に関する事務で関係区の長の協議により定めたもの
- (2) 前号に掲げる事務に付随する事務で関係区の長の協議により定めたもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係区の権限に属する事務で関係区の長の協議により定めたもの

（職員の選任方法）

第6条 措置費共同経理課の職員は、関係区の長の協議により定める職員の候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任する。ただし、幹事区の長が幹事区の職員から候補者を定めるときは、当該候補者のうちから、幹事区の長がこれを選任することができる。

2 幹事区の長は、前項の規定により選任された職員の氏名及び職歴を、幹事区以外の関係区（以下「他区」という。）の長に通知しなければならない。

3 幹事区の長は、措置費共同経理課の職員に欠員が生じたときは、速やかにその旨を他区の長に通知するとともに、第1項の例により措置費共同経理課の職員を選任するものとする。

（職員の身分取扱い）

第7条 措置費共同経理課の職員は、幹事区の職員の身分を有するものとして取り扱う。

（負担金）

第8条 措置費共同経理課に関する関係区の負担金の額、精算の時期及び精算の方法（以下「負担金の額等」という。）は、関係区の長の協議により定める。

（予算）

第9条 第5条各号に掲げる事務に係る国

庫負担金等の歳入予算及び前条に規定する負担金の歳出予算は、関係区のそれぞれの予算に計上する。

2 措置費共同経理課に関する歳入予算及び歳出予算（前条に規定する負担金の歳出予算を除く。）は、幹事区の予算に計上する。

（決算）

第10条 措置費共同経理課に係る決算の対応については、関係区の長の協議により定める。

（監査）

第11条 措置費共同経理課に係る監査の対応については、関係区の長の協議により定める。

（条例等の調整）

第12条 関係区の長は、措置費共同経理課で処理する事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程について、相互に調整するよう努めなければならない。

（協定の締結）

第13条 関係区の長は、第4条に規定する幹事区、第5条に規定する処理する事務、第8条に規定する関係区の負担金の額等、第10条に規定する決算及び第11条に規定する監査について、別に協定を締結するものとする。

2 関係区の長は、前項の協定を締結したときは、その協定の内容を公表するものとする。

（補則）

第14条 この規約に定めるもののほか、措置費共同経理課に係る事務に関し必要な事項は、関係区の長の協議により定める。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

**◎世田谷区告示第271号**

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

本則の表を次のように改める。

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
外国人相談嘱託員	月額	136,190円から167,619円までの額	27,238円から33,523円までの額	163,428円から201,142円までの額
交通事故相談嘱託員	月額	94,285円	18,857円	113,142円
キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口嘱託員	月額	72,331円	14,466円	86,797円
世田谷保健福祉センター生活支援課事務補助員	月額	51,347円	10,269円	61,616円
世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	51,347円	10,269円	61,616円
家庭相談員	月額	124,167円	24,833円	149,000円
世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	90,927円	18,185円	109,112円
北沢保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	26,743円から64,184円までの額	5,348円から12,836円までの額	32,091円から77,020円までの額

# 世田谷区公報

令和6年5月20日（第758号）

北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	44,929円	8,985円	53,914円
北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	51,347円	10,269円	61,616円
玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	51,347円	10,269円	61,616円
砧総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
砧総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	51,347円	10,269円	61,616円
砧保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	64,184円から85,579円までの額	12,836円から17,115円までの額	77,020円から102,694円までの額
烏山区民センター案内窓口嘱託員	月額	56,057円	11,211円	67,268円
烏山地域街づくり嘱託員	月額	215,191円	43,038円	258,229円
烏山保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
介護保険認定事務支援員	月額	168,464円	33,692円	202,156円
烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	51,374円	10,269円	61,616円
烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
不動産専門調査員	月額	137,812円	27,562円	165,374円
区史編さん資料調査員	月額	167,619円	33,523円	201,142円
経済センサス活動調査事務補助	月額	80,230円	16,046円	96,276円
国勢調査事務補助	月額	64,184円から96,276円までの額	12,836円から19,255円までの額	77,020円から115,531円までの額
統計調査事務補助	月額	80,230円	16,046円	96,276円
行政不服審査専門員	月額	301,417円	60,283円	361,700円
事務嘱託員	月額	135,019円	27,003円	162,022円
事務嘱託員（障害）	月額	135,019円	27,003円	162,022円
事務嘱託員（障害）	日額	2,411円	482円	2,893円
保育業務員用務（障害）	月額	125,384円	25,076円	150,460円
図書館業務員（障害）	月額	96,276円から97,346円までの額	19,255円から19,469円までの額	115,531円から116,815円までの額
障害者活躍支援専門員	月額	232,000円	46,400円	278,400円
障害者活躍支援員	月額	152,498円	30,499円	182,997円
建築技術嘱託員	月額	149,333円	29,866円	179,199円
土木技術嘱託員	月額	149,333円	29,866円	179,199円
産業保健嘱託員	月額	193,828円	38,765円	232,593円
危機管理専門員	月額	130,867円	26,173円	157,040円
犯罪抑止専門員	月額	183,397円	36,679円	220,076円
契約事務補助	月額	80,230円	16,046円	96,276円
課税課事務補助	月額	64,184円から120,880円までの額	12,836円から24,176円までの額	77,020円から145,056円までの額
納税課事務補助	月額	124,089円から125,801円までの額	24,817円から25,160円までの額	148,906円から150,961円までの額
市民大学・生涯大学嘱託員	月額	152,914円	30,582円	183,496円
D V相談支援専門員	月額	71,070円から189,522円までの額	14,214円から37,904円までの額	85,284円から227,426円までの額
犯罪被害者等支援相談嘱託員	月額	72,729円から159,096円までの額	14,545円から31,819円までの額	87,274円から190,915円までの額
平和資料館専門員	月額	191,466円	38,293円	229,759円
出張所嘱託員	月額	67,509円から135,019円	13,501円から27,003円ま	81,010円から162,022円

# 世田谷区公報

		までの額	での額	までの額
戸籍相談支援専門員	月額	150,571円	30,114円	180,685円
マイナンバー嘱託員	月額	135,019円	27,003円	162,022円
集中入力センター嘱託員	月額	57,865円	11,573円	69,438円
総合支所窓口案内嘱託員	月額	152,914円	30,582円	183,496円
環境技術嘱託員	月額	150,000円	30,000円	180,000円
消費生活相談員	月額	179,625円	35,925円	215,550円
清掃・リサイクル部事業課事務補助	月額	68,195円	13,639円	81,834円
世田谷清掃事務所業務員	月額	26,500円から141,338円までの額	5,300円から28,267円までの額	31,800円から169,605円までの額
玉川清掃事務所業務員	月額	26,500円から141,338円までの額	5,300円から28,267円までの額	31,800円から169,605円までの額
砧清掃事務所業務員	月額	26,500円から141,338円までの額	5,300円から28,267円までの額	31,800円から169,605円までの額
専門調査員（世田谷区保健福祉サービス苦情審査会及び世田谷区保健福祉サービス向上委員会担当）	月額	190,247円	38,049円	228,296円
就労準備のための業務補助	月額	85,579円	17,115円	102,694円
就労支援専門員	月額	197,333円	39,466円	236,799円
生活支援専門員	月額	150,571円から200,761円までの額	30,114円から40,152円までの額	180,685円から240,913円までの額
年金・資産調査専門員	月額	148,000円から197,333円までの額	29,600円から39,466円までの額	177,600円から236,799円までの額
自立促進専門員	月額	200,761円	40,152円	240,913円
債権管理調査専門員	月額	165,333円	33,066円	198,399円
中国残留邦人等支援・相談員	月額	105,341円	21,068円	126,409円
ひきこもり等支援専門嘱託員	月額	139,617円から171,836円までの額	27,923円から34,367円までの額	167,540円から206,203円までの額
国民健康保険給付事務嘱託員	月額	170,133円から174,933円までの額	34,026円から34,986円までの額	204,159円から209,919円までの額
国民健康保険嘱託保健師	月額	193,828円	38,765円	232,593円
国民健康保険事業事務補助	月額	64,184円から102,694円までの額	12,836円から20,538円までの額	77,020円から123,232円までの額
後期高齢者医療事務補助	月額	51,347円から90,927円までの額	10,269円から18,185円までの額	61,616円から109,112円までの額
国民健康保険料徴収支援専門員	月額	165,333円	33,066円	198,399円
高齢福祉課事務補助員	月額	90,927円	18,185円	109,112円
介護保険認定調査員	月額	162,270円	32,454円	194,724円
介護保険認定審査専門員	月額	147,406円	29,481円	176,887円
介護保険課事務補助	月額	64,184円から121,950円までの額	12,836円から24,390円までの額	77,020円から146,340円までの額
介護保険事務嘱託員	月額	94,031円から135,019円までの額	18,806円から27,003円までの額	112,837円から162,022円までの額
介護予防専門栄養士	月額	168,228円	33,645円	201,873円
介護予防リハビリテーション専門員	月額	238,552円	47,710円	286,262円
介護予防ケアマネジメント事務補助	月額	121,950円	24,390円	146,340円
せたがやデジタルポイントラリー事業事務嘱託員	月額	135,019円	27,003円	162,022円
専門調査員（障害者差別解消支援担当）	月額	88,986円から133,480円までの額	17,797円から26,696円までの額	106,783円から160,176円までの額
障害認定事務嘱託員	月額	135,019円	27,003円	162,022円
障害福祉事務補助	月額	35,657円	7,131円	42,788円
障害者心理支援専門員	月額	261,084円	52,216円	313,300円
自動車燃料費助成事務補助	月額	115,531円	23,106円	138,637円
障害者チャレンジ雇用事務補助員	月額	64,184円から85,579円までの額	12,836円から17,115円までの額	77,020円から102,694円までの額
障害者チャレンジ雇用業務補助員	月額	102,694円	20,538円	123,232円
障害者チャレンジ雇用嘱託員	月額	103,697円	20,739円	124,436円

# 世田谷区公報

令和6年5月20日(第758号)

発達支援コーディネーター	月額	232,417円	46,483円	278,900円
児童課事務補助	月額	85,579円	17,115円	102,694円
新BOP指導員	月額	40,130円から171,428円までの額	8,026円から34,285円までの額	48,156円から205,713円までの額
新BOP看護師	月額	172,043円	34,408円	206,451円
子育て児童ひろば嘱託員(指導員)	月額	140,142円	28,028円	168,170円
北沢子どもの居場所支援事業嘱託員(指導員)	月額	144,663円	28,932円	173,595円
発達支援親子グループ事業専門支援員	月額	232,417円	46,483円	278,900円
発達支援親子グループ事業支援員	月額	135,019円	27,003円	162,022円
子どもの人権擁護機関相談・調査専門員	月額	216,774円	43,354円	260,128円
子ども家庭支援センター支援専門員	月額	193,828円	38,765円	232,593円
子ども家庭支援センター子育て応援相談員	月額	175,070円	35,014円	210,084円
子ども家庭支援専門調査員	月額	138,917円から277,834円までの額	27,783円から55,566円までの額	166,700円から333,400円までの額
要保護児童支援専門員	月額	253,750円	50,750円	304,500円
児童相談支援専門員(福祉)	月額	190,334円	38,066円	228,400円
児童相談支援専門員(心理)	月額	63,584円	12,716円	76,300円
要保護児童等支援専門員(心理)	月額	190,750円	38,150円	228,900円
青少年健全育成支援相談員	月額	191,466円	38,293円	229,759円
児童相談所虐待等対応協力員	月額	158,004円	31,600円	189,604円
児童虐待通告対応専門員	月額	158,004円	31,600円	189,604円
児童相談所虐待等対応強化専門員	月額	195,303円	39,060円	234,363円
児童相談所里親対応専門員	月額	158,004円	31,600円	189,604円
児童相談所一時保護所栄養管理嘱託員	月額	155,733円	31,146円	186,879円
児童相談所一時保護所児童指導員	月額	151,397円	30,279円	181,676円
児童相談所一時保護所学習指導員	月額	172,936円	34,587円	207,523円
児童相談所一時保護所学習指導専門員	月額	270,107円	54,021円	324,128円
児童相談所一時保護所看護師	月額	172,043円	34,408円	206,451円
児童相談所一時保護所業務調理員	月額	107,472円	21,494円	128,966円
児童相談所一時保護所夜間児童指導員	月額	60,276円	12,055円	72,331円
保育員	月額	58,897円から147,244円までの額	11,779円から29,448円までの額	70,676円から176,692円までの額
保育園看護師(代替)	月額	177,066円	35,413円	212,479円
保育園栄養管理嘱託員	月額	161,995円	32,399円	194,394円
保育業務員調理	月額	73,127円から163,123円までの額	14,625円から32,624円までの額	87,752円から195,747円までの額
保育業務員用務	月額	73,887円から125,384円までの額	14,777円から25,076円までの額	88,664円から150,460円までの額
保育補助員	月額	9,816円から105,939円までの額	1,963円から21,187円までの額	11,779円から127,126円までの額
調理補助員	月額	25,806円から60,215円までの額	5,161円から12,043円までの額	30,967円から72,258円までの額
用務補助員	月額	25,806円から60,215円までの額	5,161円から12,043円までの額	30,967円から72,258円までの額
保育運営支援専門員	月額	60,034円から240,134円までの額	12,006円から48,026円までの額	72,040円から288,160円までの額
保育入園事務嘱託員	月額	101,264円から115,730円までの額	20,252円から23,146円までの額	121,516円から138,876円までの額
保育施設指導検査員	月額	180,100円から225,125円までの額	36,020円から45,025円までの額	216,120円から270,150円までの額
嘱託保健師	月額	193,828円	38,765円	232,593円
嘱託検査技師	月額	164,723円	32,944円	197,667円
保健師育成トレーナー	月額	221,384円	44,276円	265,660円
健康企画課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
嘱託乳児期家庭訪問指導員	月額	193,828円	38,765円	232,593円
母子保健コーディネーター	月額	193,828円	38,765円	232,593円
精神保健相談員	月額	232,417円	46,483円	278,900円

嘱託栄養士	月額	168,228円	33,645円	201,873円
嘱託歯科衛生士	月額	163,428円	32,685円	196,113円
世田谷保健所嘱託歯科衛生士	月額	158,156円	31,631円	189,787円
乳児期家庭訪問事業事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
健康推進課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
嘱託衛生監視	月額	163,885円	32,777円	196,662円
生活保健事務補助	月額	102,694円	20,538円	123,232円
衛生統計調査事務補助員	月額	115,531円	23,106円	138,637円
マンション調査専門員	月額	155,733円	31,146円	186,879円
道路監察専門員	月額	182,714円	36,542円	219,256円
区民交通傷害保険事務補助員	月額	90,927円	18,185円	109,112円

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

◎世田谷区告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- |   |            |                      |
|---|------------|----------------------|
| 1 | 事業者の名称     | 株式会社エムツー・サポート        |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区千歳台一丁目15番17号  |
| 3 | 事業所の名称     | エムツー・サポート指定特定相談支援事業所 |
| 4 | 事業所の所在地    | 東京都世田谷区千歳台一丁目15番17号  |
| 5 | 事業所番号      | 1331202950           |
| 6 | 事業の種類      | 特定相談支援事業             |
| 7 | 事業の主たる対象者  | 特定なし                 |
| 8 | 廃止の年月日     | 令和6年3月18日            |

◎世田谷区告示第273号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- |   |            |                      |
|---|------------|----------------------|
| 1 | 事業者の名称     | 株式会社エムツー・サポート        |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区千歳台一丁目15番17号  |
| 3 | 事業所の名称     | エムツー・サポート指定特定相談支援事業所 |
| 4 | 事業所の所在地    | 東京都世田                |

- |   |           |            |
|---|-----------|------------|
| 5 | 事業所番号     | 1371200286 |
| 6 | 事業の種類     | 障害児相談支援事業  |
| 7 | 事業の主たる対象者 | 特定なし       |
| 8 | 廃止の年月日    | 令和6年3月18日  |

◎世田谷区告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- |   |            |                       |
|---|------------|-----------------------|
| 1 | 事業者の名称     | 社会福祉法人 社会福祉法人 人権      |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区上馬三丁目7番8号6階    |
| 3 | 事業所の名称     | 相談室なびお                |
| 4 | 事業所の所在地    | 東京都世田谷区野沢四丁目22番6-102号 |
| 5 | 事業所番号      | 1331204188            |
| 6 | 事業の種類      | 特定相談支援事業              |
| 7 | 事業の主たる対象者  | 特定なし                  |
| 8 | 廃止の年月日     | 令和6年3月31日             |

◎世田谷区告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- |   |        |                 |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 事業者の名称 | 有限会社サニーインタラクティブ |
|---|--------|-----------------|

- |   |            |                       |
|---|------------|-----------------------|
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区喜多見八丁目16番12号1F |
| 3 | 事業所の名称     | サニー・けあサポート            |
| 4 | 事業所の所在地    | 東京都世田谷区喜多見八丁目16番12号1F |
| 5 | 事業所番号      | 1331204832            |
| 6 | 事業の種類      | 特定相談支援事業              |
| 7 | 事業の主たる対象者  | 特定なし                  |
| 8 | 廃止の年月日     | 令和6年3月31日             |

◎世田谷区告示第276号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和6年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- |   |            |                       |
|---|------------|-----------------------|
| 1 | 事業者の名称     | 有限会社サニーインタラクティブ       |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区喜多見八丁目16番12号1F |
| 3 | 事業所の名称     | サニー・けあサポート            |
| 4 | 事業所の所在地    | 東京都世田谷区喜多見八丁目16番12号1F |
| 5 | 事業所番号      | 1371200989            |
| 6 | 事業の種類      | 障害児相談支援事業             |
| 7 | 事業の主たる対象者  | 特定なし                  |
| 8 | 廃止の年月日     | 令和6年3月31日             |

◎世田谷区告示第277号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

<p>令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 unico 世田谷上北沢</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区上北沢三丁目18番7号幸作ビル1F</p> <p>3 申請者の名称 C-suite合同会社</p> <p>4 指定年月日 令和6年4月1日</p> <p>5 障害児通所支援の種類 児童発達支援</p>	<p>丘一丁目22番4号グローリア初穂梅ヶ丘101株式会社そらのいる</p> <p>3 申請者の名称</p> <p>4 廃止年月日 令和6年3月31日</p> <p>5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス</p>	<p>令和6年3月29日付で届出をし、受理されたので、当該東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり公表する。</p> <p>令和6年4月8日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第278号 次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。</p> <p>令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 世田谷区立玉川野毛町公園</p> <p>2 位置 東京都世田谷区野毛一丁目25番1号</p> <p>3 区域 別紙案内図のとおり</p> <p>4 変更の期日 令和6年4月1日</p> <p>別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第281号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区若林一丁目32番8の内 (2) 世田谷区若林一丁目12番12の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 10.51メートル 幅員 0.31メートルから0.50メートルまで 面積 4.29平方メートル (2) 延長 12.99メートル 幅員 0.38メートルから0.53メートルまで 面積 5.93平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月3日</p>	<p>◎世田谷区告示第284号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和6年4月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービスやまぼうし</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区玉川四丁目13番7号シティコート二子玉川101</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人大三島育徳会</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年4月2日</p> <p>5 サービスの種類 認知症対応型通所介護</p>
<p>◎世田谷区告示第279号 次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。</p> <p>令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 世田谷区立喜多見農業公園</p> <p>2 位置 東京都世田谷区喜多見四丁目16番25号</p> <p>3 区域 別紙案内図のとおり</p> <p>4 変更の期日 令和6年4月1日</p> <p>別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第282号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 34-G090</p> <p>2 変更の区間 世田谷区中町五丁目38番16</p> <p>3 変更の区域 延長 4.65メートル 幅員 0.50メートル 面積 2.33平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月8日</p>	<p>◎世田谷区告示第285号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月9日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 22-D657-02</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜上水三丁目264番54から264番56まで</p> <p>3 変更の区域 延長 19.03メートル 幅員 0.00メートルから0.25メートルまで 面積 4.14平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月9日</p>
<p>◎世田谷区告示第280号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。</p> <p>令和6年4月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 そらのいる梅丘</p> <p>2 事業所の所在地 世田谷区梅</p>	<p>◎世田谷区告示第283号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の公表について</p> <p>東京都知事に対し、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、</p>	<p>◎世田谷区告示第286号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和6年4月9日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 高円寺ビレッジ</p> <p>2 事業所の所在地 東京都杉並区高円寺北三丁目29番7号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ケアギ</p>

# 世田谷区公報

<p>バー・ジャパン</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年4月3日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>面積 8.12平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月10日</p>	<p>幅員 1.00メートル</p> <p>面積 10.20平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月19日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第287号</b></p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢四丁目131番44から131番40の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 16.42メートル 幅員 0.15メートルから0.16メートルまで 面積 2.55平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月10日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第290号</b></p> <p>車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月12日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 路線名 特別区道</p> <p>2 指定区間 世田谷区上野毛三丁目21番先から世田谷区上野毛三丁目20番先まで</p> <p>3 指定年月日 令和6年4月12日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第294号</b></p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区若林四丁目207番69の内から207番65の内まで</p> <p>3 供用開始の区域 延長 9.20メートル 幅員 1.63メートル 面積 14.69平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月19日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第288号</b></p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢四丁目131番40の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.01メートル 幅員 0.15メートル 面積 0.01平方メートル</p>	<p><b>◎世田谷区告示第291号</b></p> <p>建築計画概要書等閲覧場所の設置について（平成28年4月世田谷区告示第265号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和6年4月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>本則中「東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号」を「東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号」に改める。</p>	<p><b>◎世田谷区告示第295号</b></p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区若林一丁目48番23の内から48番27の内まで (2) 世田谷区若林一丁目48番23の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 12.17メートル 幅員 0.66メートルから0.88メートルまで 面積 9.17平方メートル (2) 延長 11.67メートル 幅員 0.63メートルから0.68メートルまで 面積 10.12平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月19日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第289号</b></p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 21-G056</p> <p>2 変更の区間 世田谷区豪徳寺一丁目1907番6の内から1908番12の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 13.74メートル 幅員 0.50メートルから0.68メートルまで</p>	<p><b>◎世田谷区告示第292号</b></p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和6年4月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 スギコー定期巡回</p> <p>2 事業所の所在地 東京都杉並区高井戸東三丁目18番7号杉交第2ビル</p> <p>3 事業者の名称 スギコー株式会社</p> <p>4 指定年月日 令和6年4月5日</p> <p>5 サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p><b>◎世田谷区告示第296号</b></p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間</p>
<p><b>◎世田谷区告示第293号</b></p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和6年4月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和6年4月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区給田四丁目867番8から867番10まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.19メートル</p>		

<p>世田谷区代沢二丁目144番4の内から146番2の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 23.95メートル 幅員 0.59メートルから 0.63メートルまで 面積 14.29平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月22日</p>	<p>(旧) 世田谷区下馬六丁目33番32地 先無番から33番11地先無番まで</p> <p>(新) 世田谷区下馬六丁目33番32地 先無番</p> <p>3 廃止の期日 令和6年4月23日</p>	<p>1 事業所の名称 レコードブック 碑文谷</p> <p>2 事業所の所在地 東京都目黒区目 黒本町六丁目9 番15号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社アイビ ス・ケア</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年4月9 日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所 介護</p>
<p>◎世田谷区告示第297号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年4月23日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和6年4月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区三軒茶屋一丁目56番3の 内</p> <p>3 変更の区域 延長 13.73メートル 幅員 0.02メートルから 0.19メートルまで 面積 1.55平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月23日</p>	<p>◎世田谷区告示第300号 介護保険法(平成9年法律第123号)第115 条の22第1項の規定により指定介護予防支 援事業者を指定したので、同法第115条の30 第1号の規定により告示する。 令和6年4月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 特定非営利活動法 人向日葵</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区世 田谷一丁目44番1 号</p> <p>3 事業者の名称 特定非営利活動法 人向日葵</p> <p>4 指定年月日 令和6年5月1日</p> <p>5 サービスの種類 介護予防支援</p>	<p>◎世田谷区告示第304号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78 条の2第1項の規定により指定地域密着型 サービス事業者を指定したので、同法第78 条の11第1号の規定により告示する。 令和6年4月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 デイサービスセン ターゆたか</p> <p>2 事業所の所在地 埼玉県児玉郡上里 町大字七本木2955 番地2</p> <p>3 事業者の名称 あおき企画株式会 社</p> <p>4 指定年月日 令和5年10月30日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介 護</p>
<p>◎世田谷区告示第298号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年4月23日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和6年4月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区下馬六丁目33番11地先無 番</p> <p>3 変更の区域 延長 14.67メートル 幅員 1.37メートル 面積 20.12平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年4月23日</p>	<p>◎世田谷区告示第301号 介護保険法(平成9年法律第123号)第115 条の22第1項の規定により指定介護予防支 援事業者を指定したので、同法第115条の30 第1号の規定により告示する。 令和6年4月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ホームケア世田谷</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区上 用賀一丁目22番23 号グランクレール 馬事公苑</p> <p>3 事業者の名称 株式会社東急イー ライフデザイン</p> <p>4 指定年月日 令和6年5月1日</p> <p>5 サービスの種類 介護予防支援</p>	<p>◎世田谷区告示第305号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78 条の2第1項の規定により指定地域密着型 サービス事業者を指定したので、同法第78 条の11第1号の規定により告示する。 令和6年4月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 優楽亭デイサービ ス南区白妙</p> <p>2 事業所の所在地 神奈川県横浜市南 区白妙町二丁目7 番10号グランパー ク横浜南1階</p> <p>3 事業者の名称 リンク株式会社</p> <p>4 指定年月日 令和6年4月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介 護</p>
<p>◎世田谷区告示第299号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成 14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を 次のように廃止する。 この関係図面は、令和6年4月23日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和6年4月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 13-G111-1</p> <p>2 一部を廃止する起終点</p>	<p>◎世田谷区告示第302号 介護保険法(平成9年法律第123号)第79 条第1項の規定により指定居宅介護支援事 業者を指定したので、同法第85条第1号の 規定により告示する。 令和6年4月23日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 えん</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区宮 坂三丁目7番12号 シティーコーポ経 堂107</p> <p>3 事業者の名称 株式会社EN</p> <p>4 指定年月日 令和6年5月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第306号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年4月24日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和6年4月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 36-5</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区奥沢七丁目85番9 (2) 世田谷区奥沢七丁目85番10</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 22.03メートル 幅員 1.87メートル</p>

# 世田谷区公報

均

## 公 告

面積 43.27平方メートル  
 (2) 面積 2.55平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和6年4月24日

### ◎世田谷区告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年4月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
38-6
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂一丁目389番86の内
- 3 変更の区域  
延長 10.12メートル  
幅員 0.13メートルから  
0.21メートルまで  
面積 1.78平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年4月24日

### ◎世田谷区告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年4月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 40-1  
(2) 47-25
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区桜上水二丁目199番11  
(2) 世田谷区桜上水二丁目199番60
- 3 変更の区域  
(1) 延長 55.68メートル  
幅員 0.95メートルから  
1.08メートルまで  
面積 72.60平方メートル  
(2) 延長 59.33メートル  
幅員 1.11メートルから  
1.12メートルまで  
面積 66.55平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年4月24日

### ◎世田谷区告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区祖師谷六丁目785番21の内

- 3 変更の区域  
延長 17.92メートル  
幅員 0.20メートルから  
0.43メートルまで  
面積 4.56平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年4月26日

### ◎世田谷区告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
49-12
- 2 変更の区間  
世田谷区砧六丁目115番39
- 3 変更の区域  
面積 8.10平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年4月26日

### ◎世田谷区告示第311号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年4月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G130
- 2 変更の区間  
世田谷区松原一丁目8番38
- 3 変更の区域  
延長 6.50メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 4.12平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年4月26日

### ◎世田谷区告示第312号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号  
第2930号
- 2 指定取消年月日  
令和6年4月30日
- 3 指定取消の位置  
世田谷区若林三丁目108番1の一部
- 4 道路の幅員  
4.00メートル
- 5 道路の延長  
63.6メートル
- 6 申請者氏名  
東京建物株式会社  
代表取締役 野村

### ◎世田谷区公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業補助線路第125号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

### ◎世田谷区公告第25号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年4月10日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 給田四丁目 167番4 167番14 167番22 167番23 167番24	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村徹

### ◎世田谷区公告第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により認定した建築物について、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定年月日及び認定番号  
令和6年3月22日付第R05認定0032号
- 2 公告認定対象区域（地名地番）  
世田谷区桜丘三丁目2702番11及び12
- 3 建築物の名称  
東京農業大学男子陸上部寮

### ◎世田谷区公告第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により認定した建築物について、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定年月日及び認定番号  
令和6年4月8日付第R05認定0037号

2 公告認定対象区域(地名地番) 世田谷区大蔵三丁目97番15 3 建築物の名称 (仮称)カーメスト大蔵の杜(第2期)	(昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。 令和6年4月1日 世田谷区教育委員会 第1条本文中「課長」の次に「(事業推進担当課長を含む。以下同じ。)」を加え、同条ただし書中「第4条の」を「第4条第1項の」に改める。 第4条の表以外の部分中「、次」を「次に」に改め、「された事案」の次に「(第3条又は前条の規定により課長、係長若しくは担当係長又は副参事の決定の対象とされた事案を除く。)」を、「不在」の次に「(以下「不在」という。)」を加え、「その決定に当たる」を「決定する」に改め、同条の表課長の項中「課に」を「課(事業推進担当課を含む。以下同じ。)」に改め、同条に次の1項を加える。 2 第3条又は前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。
<b>訓 令 甲 (教)</b>	
◎世田谷区教育委員会訓令甲第1号 教育委員会事務局 教育機関 世田谷区教育委員会事案決定手続規程	

課長	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長
係長又は担当係長	課長
副参事	課長

第5条第1項の表教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長の項中「前条」を「前条第1項」に、「学校教育部長又は教育総合センター長」を「又は学校教育部長」に改め、同表課長の項及び課長補佐又は係長若しくは担当係長の項中「前条」を「前条第1項」に改める。 第6条の見出し中「の」を「への」に改め、同条第1項の表委員会が決定する事案の項中「主管部長」を「主管に係る部長(以下「主管部長」という。)」に改める。 第7条を次のように改める。 (事案の決定関与の臨時代行) 第7条 前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の同表中欄に掲げる審議、審査	又は協議(以下「決定関与」という。)の対象とされた事案について至急に決定関与を行う必要がある場合であって、当該事案について決定関与を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定関与を行うものとする。
---	--

部長	審議	当該事案を主管する課長
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長
課長	審議	課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課にあっては、主管係長又は担任の担当係長)
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管し、又は担任する係長又は担当係長
係長及び担当係長	審議	主管課長があらかじめ指定する者
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長があらかじめ指定する者
教育総務課長	審査	教育総務課調整係長
	協議	教育総務課調整係長
教育総務課調整係長	審査	教育計画・事務調整担当係長(教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長)
	協議	教育計画・事務調整担当係長(教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長)
文書主任	審査	当該事案を主管する課長が文書事務をつかさどる職員のうちからあらかじめ指定する者

第7条の次に次の1条を加える。 (事案の決定関与者) 第7条の2 前2条の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。	別表1の部23の項中「2,000,000円以上」を「一の該当者につき2,000,000円以上」に、「200,000円」を「一の該当者につき200,000円」に改め、同表2の部教育環境課の款2の項中「区立学校」を「区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校」に改め、同表4の部教育研究・ICT推進課の款4の項を削り、同款の次に次のように加える。
---	--

事業推進担当課	1 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。	1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。	1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。
---------	-------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------

◎世田谷区教育委員会訓令甲第2号 教育委員会事務局 教育機関 世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程(昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。 令和6年4月1日 世田谷区教育委員会	第2条第1号中「第4条」を「第4条第1項」に改め、「及び」の次に「担当課長並びに」を加え、「これ」を「これら」に改める。 ◎世田谷区教育委員会訓令甲第3号 教育委員会事務局 中央図書館 地域図書館	世田谷区立図書館処務規程(昭和54年9月世田谷区教育委員会訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。 令和6年4月1日 世田谷区教育委員会 第7条の表図書館運営係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。 第8条中第14号を第15号とし、第13号を
--	--	--

# 世田谷区公報

第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 世田谷区図書館カウンター三軒茶屋の運営に関すること（世田谷区立世田谷図書館に限る。）。

**◎世田谷区教育委員会訓令第4号**  
 教育委員会事務局  
 教育機関  
 世田谷区立学校等衛生管理者等設置規程（令和元年10月世田谷区教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
 令和6年4月1日  
 世田谷区教育委員会

第2条中第4項を第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 この規程において「小中学校職員」とは、小中学校に勤務する者をいう。  
 第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 この規程において「小中学校」とは、世田谷区立学校設置条例第1条に規定する小学校及び中学校をいう。  
 第3条に次の2項を加える。

6 小中学校に化学物質管理者を置く。

7 小中学校において、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として、小中学校職員に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を置く。  
 第4条第3項中「労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」とい

う。）」を「規則」に改め、同条第4項中「法」を「法」に改め、同条に次の2項を加える。

6 化学物質管理者は、その業務を担当するため必要な能力を有すると認められる小中学校職員のうちから、規則第12条の5の規定に基づき、教育委員会が任命する。

7 保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる小中学校職員のうちから、規則第12条の6の規定に基づき、教育委員会が任命する。  
 第13条を第15条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の2条を加える。  
 （化学物質管理者の職務）  
 第10条 化学物質管理者は、規則に定める化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。  
 （保護具着用管理責任者の職務）  
 第11条 保護具着用管理責任者は、次に掲げる事項を管理する。  
 (1) 保護具の適正な選択に関すること。  
 (2) 小中学校職員の保護具の適正な使用に関すること。  
 (3) 保護具の保守管理に関すること。

**◎世田谷区教育委員会訓令第5号**  
 教育委員会事務局  
 教育機関  
 世田谷区教育委員会サービス監察規程（令和5年3月世田谷区教育委員会訓令第3号）

の一部を次のように改正する。  
 令和6年4月1日  
 世田谷区教育委員会  
 第4条第5号中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

**◎世田谷区教育委員会訓令第6号**  
 教育委員会事務局  
 教育機関  
 世田谷区教育委員会会計年度任用職員及び世田谷区教育委員会会計年度任用講師のサービスの宣誓に関する取扱規程（令和3年3月世田谷区教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
 令和6年4月1日  
 世田谷区教育委員会  
 第2条中「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を、「規定する課長」の次に「及び担当課長」を加える。

## 告 示 (教)

**◎世田谷区教育委員会告示第11号**  
 世田谷区教育委員会公印規程（平成4年3月世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
 令和6年4月1日  
 世田谷区教育委員会  
 第2条第1号中「これ」を「担当課長並びにこれら」に改める。  
 別表3の部を次のように改める。

3 世田谷区教育委員会 教育長印	1	同	方30ミリメートル	表彰文書用	教育総務課長
	2	同	方21ミリメートル	一般文書用	
	3	同	同	生涯学習事務用	生涯学習課長

## 規 則 (区議会)

次に掲げる規則を公布する。  
 令和6年4月15日  
 世田谷区議会議長  
 おぎの けんじ

**世田谷区議会規則第2号**  
 世田谷区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則  
 世田谷区議会委員会傍聴規則（昭和50年10月世田谷区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第1項中「別記第1号様式」を「第1号様式」に、「別記第2号様式」を「第2号様式」に改め、「受ける」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「6人」を「9人」に改める。  
 第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。  
 第4条第1号及び第4号中「または」を「又は」に改め、同条第5号中「または」を「又は」に改め、同号を同条第6号とし、

同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。

第5条中「または」を「又は」に改める。  
 第1号様式の前の見出しを削る。  
 第2号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示 (農)

**◎世田谷区農業委員会告示第4号**  
 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第9回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。  
 令和6年4月23日  
 世田谷区農業委員会会長  
 穴 戸 幸 男

1 開催日時 令和6年4月30日（火）  
 午後2時00分

2 開催場所 三軒茶屋分庁舎3階大小会議室

3 審議事項

- (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
- (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
- (3) 第3号議案 その他の事項について

## 告 示 (監)

**◎世田谷区監査委員告示第4号**  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定により実施した令和5年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 令和6年4月8日  
 世田谷区監査委員 田 中 文 子  
 同 中 根 秀 樹  
 同 下 山 芳 男  
 同 高 橋 昭 彦

令和5年度  
財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

5世監第212号  
令和6年3月28日

世田谷区議会議長 様  
世田谷区 区 長 様  
世田谷区教育委員会 様

世田谷区監査委員 中 文 子  
同 中 根 秀 樹  
同 下 山 芳 男  
同 高 橋 昭 彦

令和5年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき実施した。

**第1 監査の概要**

**1 監査の対象等**

区が出資や出えんを行っている団体(以下「出資団体」という。)、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの(以下「補助団体」という。)及び公の施設の管理を行わせている指定管理者(以下「指定管理者」という。)のいずれかに該当するものうち、令和5年度は次の11団体及び担当所管部(課)を監査の対象とした。

注:補助の額は令和4年度決算額である。単位未満を四捨五入した。

注:指定管理者の指定期間は、令和4年度及び令和5年度に係る指定期間を記載した。

① 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 5億円	スポーツ推進部
補助団体	補助金 2億6,738万円	(スポーツ推進課、 スポーツ施設課)
指定管理者	監査対象とした施設:二子玉川緑地運動場 指定期間:令和4年4月から令和9年3月まで	

② 公益財団法人世田谷区保健センター

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 4億円	保健福祉政策部
補助団体	補助金 1億5,439万円	(保健医療福祉推進 課)
指定管理者	監査対象とした施設:保健センター 指定期間:平成31年4月から令和6年3月まで	

③ 世田谷区土地開発公社

区分	内容	担当所管部(課)
出資団体	出えん金 500万円	財務部
補助団体	負担金 124万円 貸付金 34億9,805万円	(用地課)

注:債務保証も監査対象を含む。

目次

第1 監査の概要	1
1 監査の対象等	1
2 監査の範囲	3
3 実施期間	3
4 実施方法	3
5 着眼点	4
第2 監査の結果	7
1 総括意見	7
2 団体別の監査結果	10
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	11
公益財団法人世田谷区保健センター	17
世田谷区土地開発公社	24
株式会社世田谷サービス公社	27
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	33
世田谷区商店街振興組合連合会	40
社会福祉法人正吉福祉会	42
株式会社アイ・エス・シー	44
学校法人常盤学園	47
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	49
株式会社ヴィアックス	52

④ 株式会社世田谷サービス公社

区分	内容	担当所管部(課)
出資金	4億円	政策経営部
指定管理者	監査対象とした施設：玉川区民会館 指定期間：令和2年7月から令和7年3月まで (出資比率89.89%) 玉川総合支所 (地域振興課)	(政策企画課)

⑤ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 4億3,502万円	保健福祉政策部 (生活福祉課)

⑥ 世田谷区商店街振興組合連合会

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 19億2,249万円	経済産業部 (商業課)

⑦ 社会福祉法人正吉福祉会

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 1億 883万円	高齢福祉部 (高齢福祉課)

⑧ 株式会社アイ・エス・シー

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 5,948万円	子ども・若者部 (保育認定・調整課)

⑨ 学校法人常盤学園

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 5,075万円	子ども・若者部 (保育課)

⑩ 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会

区分	内容	担当所管部(課)
指定管理者	監査対象とした施設：絵田福祉園 指定期間：令和2年4月から令和7年3月まで	障害福祉部 (障害者地域生活課)

⑪ 株式会社ヴィアックス

区分	内容	担当所管部(課)
指定管理者	監査対象とした施設：烏山図書館 指定期間：令和4年4月から令和9年3月まで	教育政策・生涯学習部 (中央図書館)

2 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間

監査は、令和5年10月から令和6年1月までの間に実施した。

4 実施方法

- (1) 監査委員による監査  
監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。
- (2) 事務局による監査  
監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。
- (3) 公認会計士による会計書類調査  
次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。
  - ① 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
  - ② 公益財団法人世田谷区保健センター
  - ③ 株式会社世田谷サービス公社
  - ④ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
  - ⑤ 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
  - ⑥ 株式会社ヴィアックス

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。  
また、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、令和4年度以降の変化に着眼して実施した。

(1) 出資団体

出資や出えん(以下「出資等」という。)の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。  
また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施した。

① 団体

- ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。
- ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか、税申告は適正に行われているか。
- エ 事業運営及び財政状況は良好か。
- オ 会計経理及び財産管理は適切か。

② 担当所管部

- ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。
- イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。

(2) 補助団体

補助金等の対象となっている事業(以下「補助対象事業」という。)が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着眼して監査を実施した。

① 団体

- ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。
- イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
- ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
- オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

② 担当所管部

- ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
- イ 補助金等の申請、交付手続等は適正か。
- ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
- エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施した。

① 指定管理者

- ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
- ウ 再委託の手続は適切に行われているか。
- エ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。
- オ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。
- カ 利用料金を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。
- キ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
- ク 公の施設に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- ケ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- コ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。

② 担当所管部

- ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- イ 事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
- エ 物品等の貸付事務は適切に行われているか。

事業報告書の点検は、適切に行われているか。  
 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。  
 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 第 2 監査の結果

### 1 総括意見

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。また、担当所管部の団体に対する指導監督は概ね適切に行われていたと認められた。ただし、固有の課題等についてはその旨を監査結果に記載し、軽微な誤りや検討を要する事項については是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、団体及び担当所管部においては適正な事務の執行に努められた。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会経済状況の変化と区民活動の変容により、外郭団体の経営と補助団体・指定管理者の事業運営に多大な影響を及ぼしてきた。約 3 年半に渡るコロナ禍において、団体ホームページのリニューアルやオンライン相談等、非対面型の情報発信やサービスの実施を加速させ、創意工夫を図りながら安定的な事業継続を行ったことを評価する。

令和 5 年 5 月の 5 類感染症への移行を機に事業の再開が進んできたものの、コロナ禍で中断された地域交流や事業実績の回復には、なお一定の時間を要すると思われる。今後も、広報活動や人材の確保・育成に取り組みながら積極的な事業展開を図り、円滑な運営を継続されるよう要望する。今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等については、次のとおりである。

#### (1) 外郭団体の経営について

外郭団体は、区民に身近な団体として、各活動団体とのネットワークや専門性を生かし、多様化、複雑化、個別化するニーズに応じた団体経営を実施するべき存在である。また、区は、令和 4・5 年度「世田谷区未来つながるプラン(実施計画)」の中で、設立目的に沿って、団体の存在意義や事業の公益性・必要性の見直しを進めるとともに、自主性・自立性を高めるようコンプライアンス向上などガバナンスを一層強化するとしている。

このような状況下で、今回の監査では次のような事例が見受けられた。

- ・印章類が誰でも使用可能な状態で備えつけられ、管理責任者の承認を得ずとも押印できる運用となっていた。
- ・代表者印と銀行印が、多数の職員が使用するキャッシュネットに保管されていた。
- ・リース資産の固定資産台帳が未作成であった。
- ・固定資産台帳と現物の照合結果を記録に残していなかった。
- ・予算書と決算書で、期末支払資金残高が社会福祉法人会計基準の規定と異なる定義で記載されていた。

ともに、チェックシートで作成や間違えやすい事例の共有等により、組織としての再発防止策を講じられた。

区は、補助対象事業の一層の透明性向上を図るため、区のホームページに補助金交付要綱を掲載するほか、区施策や施設案内等の掲載により、区民等の利便性の向上を図っている。今回の監査では、補助金交付要綱と保育施設の案内については、ホームページの更新に誤りや遅滞が見受けられたので、担当所管部において、ホームページを適切に管理し、正確な情報提供に留意されたい。保育施設に対し、区は運営費や保育士等処遇改善等の補助金を交付し、安定的なサービス提供と保育人材の確保・定着に効果を発揮している。一方、補助金が多種に渡り、国や都の制度改正により補助金交付要綱が頻繁に改正されることから、補助金申請から審査、交付、精算に至る一連の事務手続が非常に複雑で、事務処理に多大な労力を要している現状が見受けられた。補助金の交付決定の遅れや算定誤り、ホームページの更新の遅れ等の事例には、担当所管部と補助団体の緊密な連携が背景にあると推察される。こうした状況を受け、区は、令和4年度に補助金交付事務の一部を民間委託し、職員の超過勤務削減と事務の効率化につなげている。

区を挙げて取り組んでいる保育の質の向上や不適切保育(虐待)の防止に、限りある人的資源を投入するためにも、担当所管部と補助団体の双方が円滑かつ適正な事務処理を推進できるよう、一層の業務改善に期待する。

**(3) 指定管理者制度の効果的な運用について**

指定管理者制度は、公の施設の管理運営において、民間事業者等が有する運営のノウハウや専門性・柔軟性を活用し、区民サービスの向上と経費節減等を図ることとで、より効果的・効率的な施設運営が行われることを目的としている。公の施設の設置者である区は、指定管理者による公の施設の管理の適正を期するため、指定管理業務の内容を適切に記した協定書・仕様書に基づき業務を実施させなければならない。また、実績報告書等により、確実に指定管理業務が実施されているかを確認・検査した上で、指定管理料を支出する必要がある。しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・基本協定書と年度協定書の記載に不一致があった。また、協定書で引用している条の条・号が誤っていた。
- ・管理物品一覧が更新されていないかった。
- ・3年に1度実施する計画の指定管理業務について、実施はされていたが、区に提出された管理状況月報の実施日が不記載であった。
- ・年度協定書では、月次事業報告書提出後に区が検査し指定管理料を支払うとされているが、同報告書の受領前に検査証が作成されていた。

- ・監査役が作成した監査報告書で、個別注記表の監査結果の記載漏れがあった。
- 団体においては、印章管理や固定資産台帳の不備が事故や不正につながりかねないことを再認識し、規程に則った事務処理と管理体制を整えられた。
- 外郭団体は、財務状況の情報開示により、団体経営の透明性を確保し、区民への説明責任を果たす必要がある。その前提として、法令等に則った予算書と決算書の作成が必要となる。今回の監査では、会計基準の誤認等により、予算決算の数値の一部に不備がある団体が複数見受けられたが、関係法令等を再確認し、適切な経理・会計事務と予算編成・決算手続を行われたい。

区は、外郭団体将来ビジョンの策定により、引き続き外郭団体の改革を推進するとしており、外郭団体には、DXの強化や災害対策等、区と連携した事業展開の更なる強化が求められている。そうした状況を踏まえ、担当所管部は、各団体の事業運営や財政状況を十分把握し適切な指導・調整に一層努められた。

**(2) 補助金の適正な執行について**

区は、様々な分野で公益性を有する事業を実施し区民サービスの担い手である民間事業者等に補助金を交付している。補助金は、税金等の貴重な財源で賄われており、公益上の必要性が認められ、広く区民の納得を得られることが重要である。区民への説明責任を果たすためにも、補助団体及び担当所管部は、世田谷区補助金交付規則や各補助金交付要綱等に基づき、適正な補助金事務を行う必要がある。また、担当所管部には補助金交付申請や実績報告の厳正な審査と、補助対象事業の効果検証が求められている。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・補助金交付要綱で、関連条例の引用に誤りがあった。
- ・補助金交付申請から交付決定までに3か月以上かかっていた。
- ・補助金交付要綱で定められた交付請求期限までに補助金が請求されていないかった。
- ・世田谷区認証保育所運営費補助金及び世田谷区区民サービス強化事業補助金で、算定誤りによる過大請求・交付があった。

補助金の交付決定や交付請求書の受領に遅れが見受けられたが、補助対象事業の円滑な実施に資するため、担当所管部においては補助金事務の進捗管理と補助団体への指導を徹底されたい。保育施設において、補助金の過大請求・交付があったが、補助団体、担当所管部ともに、交付申請書や添付書類の内容を十分に確認されたい。また、担当所管部は、適時、必要な指導・調整を行うと

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲  
監査の範囲は、令和 4 年度及び令和 5 年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容  
事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。  
① 監査委員による監査  
実施日 令和 6 年 1 月 1 8 日  
実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である二子玉川緑地運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取等
- ② 事務局による監査  
実施日 令和 5 年 1 2 月 4 日、1 1 日  
実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である二子玉川緑地運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取及び書類調査
- ③ 公認会計士による会計書類調査  
実施日 令和 5 年 1 1 月 8 日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要  
監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の概要は、次のとおりである。

- ・小口現金出納帳の記帳と出金を同一人物が行っていた。
- ・印鑑と通帳が同じ場所に保管されていた。
- ・経理規程では記帳残高との照合を毎日実施すると定められているが、月末に実施されており、未記帳の出金があった。
- ・個人情報を含む USBメモリについて、管理簿が未作成であった。
- ・区所有の指定管理施設で、指定管理者の予算で改修工事が行われていた。

担当所管部は、協定書・仕様書の作成にあたっては、前例踏襲に陥ることなく、指定管理者との間で管理運営業務の詳細を十分に確認し、条文等を精査した上で、適切な協定を締結するよう留意されたい。

指定管理の状況報告に不足があると、担当所管部は施設の管理状況の妥当性を確認できない。指定管理者は正確な状況報告を行い、担当所管部は、指定管理業務の履行確認を確実にし、適宜、団体への指導・監督を行われたい。

また、事業報告を受ける前に検査証を作成していた事例があったが、検査の形骸化を防止するため、協定書に基づいた手順による検査を実施されたい。

指定管理施設における印章・通帳管理や経理規程と実態の不一致等について、指定管理者は、規程や日々の事務手続を再確認し適切に実施されたい。

個人情報を含む記録媒体について、実務上は厳重に管理されていたものの、コンプライアンス委員会等で定められた管理簿の作成が行われておらず、規定が形骸化していた。規定の内容を組織内で共有し適切な個人情報管理を実施されたい。

今回の監査では、指定管理者の予算により、指定管理施設で改修工事が行われた事例があった。公の施設の所有者は区であり、利用者のサービス向上に寄与するとは言え、施設の改築・改修等は区の費用負担と責任に基づく執行が原則である。しかし、当該工事には営繕工事に関する区の予算統制が及ばず、契約、施工、支出に至るまで指定管理者の管理下で行われていた。そのため、区による施工時の監督や竣工後の検査を軽視して供用されており、本来区が果たすべき施設管理や事務手続が適正に行われたとは言えない。担当所管部は、区の仕事執行と指定管理制度の原理原則を順守し、適正な事業執行を実施されたい。

なお、当該改修工事は指定管理料の差金で行われていたが、指定管理者の事業実績や収支状況を精査した上で、適切な指定管理料の額を算出するよう留意されたい。

2 団体の監査結果

令和 5 年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

- イ 自主事業
- (ア) スポーツ及びレクリエーション振興事業  
子どもから高齢者・障害者・外国人まで、個々のレベルにあった教室、大会等の各種事業を展開し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。
- (イ) スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業  
区民スポーツまつり、元旦あるこう会等、子どもから高齢者・障害者・外国人まで、気軽に親しむことができる各種事業を実施し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発を行うとともに、活動できる環境の整備を図っている。
- (ウ) スポーツ及びレクリエーション団体育成事業  
総合型地域スポーツ・文化クラブ育成、地域活動団体支援等の事業を通じ、区内のスポーツ及びレクリエーション団体を支援し、地域における区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

⑥ 令和4年度決算状況(令和3年度決算状況)

単位：円

科目	令和4年度	令和3年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	2,655,063,244	2,234,886,475
(B) 経常費用計	2,580,920,013	2,229,718,631
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	74,143,231	5,167,844
(D) 経常外収益計	1,360,152	0
(E) 経常外費用計	1,124,129	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	236,023	0
(G) 税引前当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	74,379,254	5,167,844
(H) 法人税、住民税及び事業税	2,049,000	1,449,200
(I) 当期一般正味財産増減額 (G) - (H)	72,330,254	3,718,644
(J) 一般正味財産期首残高	438,550,065	434,831,421
(K) 一般正味財産期末残高 (I) + (J)	510,880,319	438,550,065
指定正味財産増減の部		

- ① 団体の所在地  
世田谷区大蔵四丁目6番1号
- ② 設立年月日  
平成11年2月1日  
(平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)
- ③ 設立目的  
世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与する。
- ④ 組織(令和5年9月30日現在)  
理事会 12人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事9人)  
監事 2人  
評議員会 12人  
事務局 60人(常勤53人、非常勤7人)  
事務局長(常務理事兼務) 1人  
管理課 24人  
施設課 35人

- ⑤ 主な事業内容
- ア 区からの受託事業
- (ア) 区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業  
区から委託されたスポーツ及びレクリエーション事業を実施し、区民に対し、より一層のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。
- (イ) 区から受託する社会体育施設の管理及び運営  
総合運動場(大蔵運動場、二子玉川緑地運動場)、大蔵第二運動場、千歳温水プール、区立小・中学校スポーツ開放施設等の区内社会体育施設について、効率的・効果的に管理運営することにより、利用者へのサービス向上を図り、広く区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

(L) 当期指定正味財産増減額	0	0
(M) 指定正味財産期首残高	511,695,703	511,695,703
(N) 指定正味財産期末残高 (L) + (M)	511,695,703	511,695,703
正味財産期末残高 (O) 正味財産期末残高 (K) + (N)	1,022,576,022	950,245,768

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。  
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等  
区は、平成11年2月の財団法人設立にあたり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金  
区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団に対する補助金	625,128,586	267,378,080
スポーツ及びレクリエーション振興事業	529,865,307	196,983,993
スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業	58,475,283	56,087,716
スポーツ及びレクリエーション団体育成事業	13,469,371	13,469,371
その他財団の目的を達成するために必要な事業	23,318,625	837,000
合計	625,128,586	267,378,080

③ 公の施設の管理  
区は、総合運動場(大蔵運動場、二子玉川緑地運動場)、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについて、総合運動場及び大蔵第二運動場は令和4年度から令和8年度まで、千歳温水プールは令和元年度から令和5年度まで、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。なお、区は千歳温水プールについて、令和6年度から令和10年度までの期間も、

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。  
令和4年度の指定管理料は、合計6億8,090万円となっている。そのうち、今回監査対象とした二子玉川緑地運動場(世田谷区鎌田一丁目3番5号)を含む総合運動場の指定管理料は4億5,401万2,000円である。

また、総合運動場、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについては、利用料金制を導入している。令和4年度の利用料金収入の合計は9億8,852万5855円で、そのうち、総合運動場の利用料金収入は2億5,025万6,960円である。

総合運動場(大蔵運動場、二子玉川緑地運動場)の令和4年度の収支状況

単位：円

項目	収支	
	収入	支出
指定管理料	454,012,000	施設管理運営費 (うち人件費)
利用料金収入	250,256,960	657,976,520 (119,111,000)
合計	704,268,960	合計
		収支差額
		46,292,440

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である二子玉川緑地運動場の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、区民が世代や生活環境等のライフステージに応じてスポーツ活動に取り組めるよう、区内各所でのスポーツ事業展開や、スポーツに興味・関心の薄い層へ働きかけてスポーツ活動の裾野を広げることなどに取り組んでいる。しかし、居住地域によって事業参加率にばらつきが出て住地域にかかわらずスポーツに取り組めるよう、一層の努力を期待したい。

また、区立中学校部活動支援事業では、今年度トライアル事業として船橋希望中学校のソフトテニス部への指導者派遣等に取り組んでいる。部活動地域移行の推進や教員の負担軽減に向け、教育委員会とも連携し、一層の取組みの推進を図りたい。

二子玉川緑地運動場については、令和元年台風第19号の被害経験を踏まえた工作物撤去計画の改定などの台風・水害対策にあたっての取組みを評価する。今後

公益財団法人世田谷区保健センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月16日  
実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 令和5年12月7日、12日  
実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和5年11月22日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区保健センターの概要は、次のとおりである。

も、利用者の安全に配慮した安全管理マニュアルの更新など、多摩川河川敷という制約の多い立地にある施設を安全に利用できる体制づくりに努めるとともに、猛暑を想定した熱中症対策の一層の強化を図りたい。  
引き続き、担当所管部と連携し、誰もが身近な地域でスポーツに参加できる機会の拡充に取り組み、生涯スポーツ社会の実現に向け努められたい。

- ① 団体の所在地  
世田谷区松原六丁目37番10号
- ② 設立年月日  
昭和51年10月12日  
(平成23年2月4日に財団法人から公益財団法人へ移行)
- ③ 設立目的  
世田谷区民の健康の保持増進、また心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する。
- ④ 組織(令和5年9月30日現在)  
理事会 11人(理事長1人、常務理事1人、理事9人)  
監事 2人  
評議員会 10人  
事務局 146人(常勤76人、非常勤56人、臨時11人、区派遣3人)  
事務局長(常務理事兼務) 1人  
専門参与 1人  
所長 1人  
副参事 1人  
管理課 1.2人  
医務課 9.5人  
専門相談課 3.5人
- ⑤ 主な事業内容  
ア 保健センターの維持管理運営  
指定管理者として、保健センターの医療設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行っている。  
イ がん対策事業  
(ア) がん検診受付センター  
区の胃・乳・大腸・肺・子宮・子宮・大腸・乳・大腸・子宮・肺)及び胃  
肝炎ウイルス検診、胃がんリスク(ABC)検査全般の総合的窓口を開設  
し、受付業務等を行っている。  
(イ) 胃がん検診及び乳がん検診  
胃がん検診(40歳以上の区民を対象とするエックス線撮影法による  
検診及び50歳以上の区民を対象とする内視鏡による検診)と乳がん検

- 診(40歳以上の女性の区民を対象とする視触診及びマンモグラフィに  
よる検診)を実施している。  
(ウ) がん検診等精度管理  
区が実施する5つの対策型がん検診(胃・乳・大腸・子宮・肺)及び胃  
がんリスク(ABC)検査の受診状況の把握や検査結果の把握、精密検査  
受診勧奨などの精度管理を実施している。  
(エ) がん相談  
在宅療養中のがん患者及びその家族等の支援を目的として、予約制に  
よる対面相談及び電話相談のほか、がん関連の書籍やピアランス関連  
の展示等を行うがん情報コーナーでは、予約不要の一次相談窓口を開設  
している。また、治療と就労の両立支援として、がん患者等の就労相談を  
年複数回実施している。  
(オ) がん検診普及啓発  
ことと体の保健ポータルにおいて、がんに関する書籍等を置くほか、  
検診等の啓発を行っている。  
ウ 健康増進事業  
1.8歳以上の区民を対象として健康度測定を実施し、栄養・運動・休養の  
観点から助言、指導を行うとともに、各種健康増進指導(講座・教室)を実  
施している。また、運動指導員等の専門職員の派遣による地域での健康づ  
くり支援や、健康体操等を指導することができるリーダーの養成・活動支  
援、生活習慣病重症化予防への動画配信等を行っている。  
エ 健康教育事業  
講演会や健康教室を開催し、健康に関する相談や指導を行うとともに、  
健康情報紙「げんき人」を発行している。また、区からの委託により、特定  
保健指導対象者に対して保健指導を行っている。  
オ 障害者相談支援事業  
(ア) 障害者専門相談  
障害のある方の医療や障害に関する多様な相談への対応や必要な情報  
提供等を行っている。また、障害者施設等へ専門職員を派遣し、支援技術  
向上のための指導・助言を行っている。  
(イ) 乳幼児居成相談  
乳幼児の発達・養育に関する相談と専門評価を行い、個々の相談ケー  
スに応じた社会資源の情報提供や適切な支援へのつなぎ等を行っている。  
また、母子保健事業や障害児福祉施設等へ専門職員を派遣し、障害特性

⑥ 令和4年度決算状況(令和3年度決算状況)

単位:円

科目	令和4年度	令和3年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,283,531,149	1,269,487,453
(B) 経常費用計	1,278,849,689	1,261,775,757
(C) 当期経常増減額	4,681,460	7,711,696
(A)-(B)		
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額	0	0
(D)-(E)		
(G) 税引前当期一般正味財産増減額	4,681,460	7,711,696
(C)+(F)		
(H) 法人税等	70,000	1,424,900
(I) 当期一般正味財産増減額	4,611,460	6,286,796
(G)-(H)		
(J) 一般正味財産期首残高	218,666,524	212,379,728
(K) 一般正味財産期末残高	223,277,984	218,666,524
(I)+(J)		
指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産期首残高	400,000,000	400,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	400,000,000	400,000,000
正味財産期末残高	623,277,984	618,666,524
(N) 正味財産期末残高		
(K)+(M)		

注:決算状況は、正味財産増減計算書による。

注:消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和51年10月の財団法人設立にあたり、基本財産1,000万円を出えんした。その後、昭和61年度に2,000万円、平成2年度に2億7,000万円、平成3年度に1億円を出えんし、基本財産は合計4億円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

の理解や環境調整等について指導・助言等を行っている。

- (ウ) 高次脳機能障害調査相談支援  
高次脳機能障害に関する相談支援を行うとともに、支援者養成のための人材育成事業、支援者向け研修会等を行っている。

カ ところの健康支援事業  
ところの悩みや精神的な問題で困っている当事者や家族に対して、夜間・休日等にところの電話相談を行うほか、ところからの保健室ポルタにおいて、心の健康に関する情報提供、相談窓口の案内等を行っている。精神疾患、精神障害に対する理解促進、差別・偏見解消、ところの健康に関する普及啓発や人材育成を実施している。

キ 保険診療等による検査事業  
地域医療を後方支援するため、医療機関から依頼を受け、保険診療による各種精密検査(胃、大腸、乳房、子宮、一般精密、心臓)を行っている。

ク 検体検査事業  
子宮がん検診(細胞診検査)及び大腸がん検診(便潜血検査)の判定業務等を行っている。

ケ 財団料金規程等による事業  
公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業として、企業健診・個人健診や脳ドックなどの各種検査事業等を行っている。

コ その他の技術提供事業  
(ア) 住宅改造アドバイザー  
自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改造を予定している高齢者宅を理学療法士が訪問し、住宅の改修相談に応じている。  
(イ) 福祉施設等技術支援  
障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行っている。

公益財団法人世田谷区保健センターは、令和 2 年 4 月に保健医療福祉総合プラザ内に移転後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により本来の事業展開がでない状況においても、動画配信や講演会のオンライン開催など、非対面型の手法を取り入れた事業展開を図り、区民ニーズに応えるよう努めたことを評価する。

令和 6 年度からの次期指定管理事業者として、専門職が培ってきたノウハウを活かすためにも人材の確保と育成に取り組み、保健医療福祉総合プラザ内事業者等との連携強化を行うなど、保健センターの認知度を高めながら保健医療福祉の全区的拠点における中核的役割を担うことに努められたい。なお、高度医療機器の活用において、地域医療機関等へ個別訪問による働きかけを行っているが、引き続き、地域医療の後方支援等のより一層の充実に取り組まれたい。また、高次脳機能障害者支援拠点機能については、東京リハビリテーションセンター―世田谷等との連携体制を強化し、障害者施策の充実を図られたい。

② 補助金  
区は、令和 4 年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容		補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区保健センターに対する補助金		403,287,133	154,394,091
公益財団法人世田谷区保健センターの運営に関する事務		16,297,000	10,031,492
精密検査等の医療事業に関する事務			
保健診療等検査事業、検体検査事業に係る経費		386,990,133	144,362,599
合計		403,287,133	154,394,091

③ 公の施設の管理  
区は、保健センター（世田谷区松原六丁目 3 7 番 1 0 号）について、令和元年度から令和 5 年度まで、公益財団法人世田谷区保健センターを指定管理者として指定している。なお、区は令和 6 年度から令和 10 年度までについても、公益財団法人世田谷区保健センターを指定管理者として指定している。

令和 4 年度の指定管理料は、合計 8 億 7,917 万 9,400 円となっている。

保健センターの令和 4 年度の収支状況

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	879,179,400	施設管理運営費 (うち人件費)	859,779,222 (571,348,653)
合計	879,179,400	合計	859,779,222
		収支差額	19,400,178

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区保健センターにおいて、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である保健センターの適正かつ効果的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

**世田谷区土地開発公社**

**1 監査の目的及び範囲**

(1) 監査の目的  
出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、区が支出した負担金及び貸付金が適正かつ効果的に執行されているか並びに区が債務保証を行う事務が適正に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

**2 監査の実施**

(1) 実施日及び内容  
事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、監査を実施した。なお、事務局による世田谷区土地開発公社及び担当所管部である財務部への事情聴取は、令和5年11月6日に実施した。

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区土地開発公社の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
世田谷区世田谷四丁目2番27号 世田谷区役所内
- ② 設立年月日  
昭和46年5月15日  
(財団法人世田谷区開発公社として設立。昭和49年8月19日に公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき世田谷区土地開発公社に組織変更)
- ③ 設立目的  
公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与する。

- ④ 組織(令和5年9月30日現在)  
理事長 9人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事6人)  
監事 2人  
評議員会 8人  
事務局 39人  
※ 監事1人及び評議員を除き、区職員が兼務

- ⑤ 主な事業内容  
区の用地取得事業計画に基づく、道路、公園などの公有地先行取得事業及び区への譲渡事業を行っている。

⑥ 令和4年度決算状況(令和3年度決算状況)

単位：円

科目	令和4年度	令和3年度
(A) 事業収益	6,661,939,033	5,681,996,599
(B) 事業原価	6,661,939,033	5,681,996,599
(C) 販売費及び一般管理費	1,172,416	1,218,188
(D) 事業損失	1,172,416	1,218,188
(E) 事業外収益	1,242,766	1,288,538
(F) 経常利益	70,350	70,350
(E)-(D)	70,350	70,350
(G) 特別利益	3,459,450	0
(H) 特別損失	3,459,450	0
(I) 税引前当期純利益	70,350	70,350
(F)+(G)-(H)	70,350	70,350
(J) 法人税等	70,000	70,000
(K) 当期純利益	350	350
(I)-(J)	350	350

注：決算状況は、損益計算書による。  
注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

- ① 出資等  
区は、昭和46年5月の財団法人設立にあたり、基本財産100万円を出し、その後、組織変更の際に400万円を出し、基本財産は合計500万円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

株式会社世田谷サービス公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び公の施設に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和 4 年度及び令和 5 年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

収支・事業計画書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和 6 年 1 月 1 9 日  
 実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である玉川区民会館の担当所管部である玉川総合支所への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和 5 年 1 1 1 5 日、1 2 月 4 日、1 1 日  
 実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である玉川区民会館の担当所管部である玉川総合支所への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和 5 年 1 1 月 1 0 日  
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷サービス公社の概要は、次のとおりである。

② 負担金  
 区は、令和 4 年度に、事務費として負担金 1 2 4 万 2, 4 1 6 円を支出した。

③ 貸付金  
 区は、令和 4 年度に、用地取得のために協調融資団から借り入れた事業資金の償還等に必要資金として、貸付金 3 4 億 9, 8 0 5 万 4, 7 8 6 円を支出した。

④ 債務保証  
 区は、公有地の拡大の推進に関する法律第 2 5 条に基づき、世田谷区土地開発公社が協調融資団から借り入れられる事業資金 3 0 0 億円及びその利子相当額を限度として、債務保証している。

3 監査の結果

世田谷区土地開発公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、負担金、貸付金及び債務保証についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

世田谷区土地開発公社は、区が必要とする事業用地の取得について、適時かつ迅速に先行取得し管理及び処分等を行うことで、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に重要な役割を担っている。今後とも適正にその事務を遂行し、区政に貢献することを期待する。

(カ) 指定管理者事業  
指定管理者として、世田谷区民会館別館、北沢区民会館ほか3施設の管理運営を行うとともに、様々な自主イベントを開催している。

イ 飲食事業

(ア) レストランの運営

「レストラン ル・ジャルダン」(世田谷美術館内)

(イ) 喫茶の運営

「セタピカフエ」(世田谷美術館内)、「さくらかふえ」(砧区民会館内)、「喫茶レスト」(教育会館内)、「カフェ ストリーム」(玉川区民会館内)

ウ ICT支援事業  
区公共システムの運用支援・オペレーション業務、区サポートセンター「世田谷サービスデスク」(令和5年3月末日をもって終了)の運営等による区情報システム利用者支援業務、保健福祉総合情報システムの運用・保守事業、電子計算機入力データ作成等を行っている。

エ エフエム世田谷放送事業  
コミュニティ放送局として、エフエム世田谷(周波数83.4メガヘルツ)の放送事業や、区と連携し地域に密着した生活・防災・災害情報の発信を行っている。

⑥ 令和4年度決算状況(令和3年度決算状況)

ア 損益の状況

科目	令和4年度	令和3年度
(A) 売上高	4,447,862	4,137,887
(B) 売上原価	4,099,242	3,793,500
(C) 販売費及び一般管理費	302,180	281,595
(D) 営業利益	46,440	62,793
(A)-(B)-(C)		
(E) 営業外収益	72,535	132,389
(F) 営業外費用	9,982	3,757
(G) 経常利益	108,993	191,424
(D)+(E)-(F)		
(H) 特別利益	0	0
(I) 特別損失	0	0

単位：千円

① 団体の所在地  
世田谷区太子堂三丁目2番9号

② 設立年月日  
昭和60年4月1日  
(平成24年7月1日に株式会社エフエム世田谷と経営統合)

③ 設立目的  
世田谷区の地方公社として、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与する。

④ 組織(令和5年9月30日現在)  
取締役会 7人(代表取締役1人、取締役6人)  
監査役 2人  
総務部 18人  
第一事業部 949人  
第二事業部 22人  
ICT推進部 12人  
社員合計 1,001人(常勤84人、非常勤917人)

⑤ 主な事業内容  
ア 施設維持管理等事業

(ア) 公共施設の維持管理事業  
総合支所(世田谷総合支所を除く)、まちづくりセンター、区民センター、地区会館、世田谷美術館、世田谷文学館、民家園、教育会館、青少年交流施設、砧図書館、児童相談所等の維持管理を受託している。

(イ) 区政情報センター(コーナー)の運営(区役所ほか4総合支所)  
区・都等刊行物の閲覧及び説明、有償刊行物の頒布、売上金の収納事務、コピーサービス等を行っている。

(ウ) 公園施設の維持管理事業  
世田谷、羽根木、玉川野毛町の3公園での受付・案内及び使用料収納事務、駐車場管理、世田谷公園ミニS.Lの運行業務、テニスコート・野球場管理等を行っている。

(エ) 物販事業  
世田谷公園売店の営業、郵券等の販売、雑貨販売等を行っている。

(オ) 特定建築物等定期調査・建築設備定期検査  
受託している公共施設の維持管理業務とともに、又は単独で業務を受託して、施設全体の調査・検査を行っている。

(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	108,993	191,424
(K) 法人税等	40,234	62,585
(L) 当期純利益 (J) - (K)	68,760	128,839

注：決算状況(損益の状況)は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

イ 株主資本等変動(繰越利益剰余金の状況)

単位：千円

	令和4年度	令和3年度
(A) 当期首残高	3,519,942	3,435,603
(B) 剰余金の配当	△44,500	△44,500
(C) 当期純利益	68,760	128,839
(D) 当期変動額 (B) + (C)	24,260	84,339
(E) 当期末残高 (A) + (D)	3,544,202	3,519,942

注：決算状況(繰越利益剰余金の状況)は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

注：剰余金の配当は、前期の利益剰余金を原資とし、効力発生日を当期とする。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、昭和60年4月の株式会社設立にあたり、5,000万円を出資し、平成元年度に2億円を増資した。その後、株式会社世田谷サービス公社は平成3年度から平成5年度までに各年度5,000万円ずつ公社利益金の資本組入れを行い、資本金は4億円となった。

また、平成8年2月には民間資本導入により、4,500万円が増資され、現在の資本金総額は4億4,500万円となっている。

区は、発行済株式の総数8,900株のうち8,000株を有し、議決権比率は89.89%である。

② 公の施設の管理

区は、北沢区民会館は平成30年度から令和4年度まで及び令和5年度から令和9年度まで、世田谷区民会館別館「三菜しゃれなあとホール」及び北沢区民会館別館「梅丘パークホール」は令和3年度から令和7年度まで、砧区民会館は令和元年度から令和5年度まで、玉川区民会館は令和2年7月から令和6年度まで、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者として指定している。なお、区は砧区民会館について、令和6年度から令和10年度までの期間も、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者として指定している。令和4年度の指定管理料は、合計1億1,641万5,179円となっており、令和4年度の指定管理料は4,213万349円である。

また、令和4年度の利用料金収入の合計は1億1,613万4,110円であり、玉川区民会館の利用料金収入は2,185万300円である。

玉川区民会館の令和4年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	42,130,349	人件費	49,100,230
利用料金収入	21,850,030	施設維持管理経費	16,593,802
自主事業収入	5,992,800	自主事業経費	7,431,732
その他の収入	10,106,070	その他の支出	8,766,714
合計	80,079,249	合計	81,892,478
		収支差額	△1,813,229

3 監査の結果

株式会社世田谷サービス公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び監査対象とした公の施設である玉川区民会館の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていたと認められた。なお、監査役が作成した監査報告書で、計算書類における個別注記表の記載漏れについて、昨年度情報提供を受けていたが未修正のままであった。適正な事務の執行に努められた。

株式会社世田谷サービス公社は、世田谷区の地方公社として、障害者等の雇用、災害対策、地域コミュニティの醸成への取組みにおいて、率先して重要な役割を果たしており、新たな「障害者雇用推進計画」における難病患者に対する就労機会提供や、「災害時等における協力態勢に関する協定」の改定に伴う、水害時避難所

を含めた避難所の開設・運営の協力等、従前の取組みをより一層強化している。今後、施設管理のノウハウを活かし、障害者や地域の高齢者の雇用を推進するとともに、女性管理職の登用や若者の雇用についても積極的に取組み、地域に貢献する公社としての役割を果たすよう期待する。

**社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会**

**1 監査の目的及び範囲**

(1) 監査の目的  
補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

**2 監査の実施**

(1) 実施日及び内容  
事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のおり監査を実施した。

① 監査委員による監査  
実施日 令和6年1月15日  
実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

② 事務局による監査

実施日 令和5年12月1日、6日  
実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和5年11月27日  
実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地  
世田谷区成城六丁目3番10号

福祉活動の担い手の育成や活動の場の確保等の取組みを通じて、地域の活動団体や福祉施設・事業所、福祉関係のNPO団体等との協働による福祉のまちづくりや新たなサービスの創出に取り組んでいる。

区内に本部がある36の社会福祉法人で構成する世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会の事務局機能を担い、社会福祉法人の地域貢献活動を推進している。

(イ) 地域協働活動事業  
各市区協の事業展開や区社協全体の取組みをはじめ、今日的な福祉課題や各種施策等に関する情報提供、意見交換等を行う地域協福祉推進協議会の運営支援を行っている。

(ウ) 地域支えあい活動支援事業  
ふれあい・いきいきサロン(高齢者や障害者、子育て中の方の交流等を目的とする活動)、支えあいミニデイ(会食等を中心に高齢者の介護予防を目的とする活動)による仲間づくりの支援や、子ども食堂ネットワーク事業(食の支援を必要とする子どもや家族に定期的な食事と安心な居場所を提供している子ども食堂の運営支援)、地域で支える食の支援事業、一人歩きSOSネットワーク事業(携帯電話等のメールの活用や商店会との連携による認知症等の高齢者等の早期発見・早期保護)等を行い、住民相互の支えあい、見守りの推進に取り組んでいる。また、地域福祉推進大会の開催、地域・地区における交流・啓発、地域活動拠点の管理等を行っている。

(エ) 福祉活動団体助成事業  
地域福祉の推進を目的として活動する団体等に、事業費の一部を支援して福祉活動の促進を図っている。

(オ) 地域福祉人材育成事業  
地域における住民相互の支援活動を推進するため、地区サポーターへの登録、福祉学習の実施、地区活動入門講座の開催等を通じて地域福祉活動の新たな人材の確保・育成に取り組んでいる。

(カ) 日常生活支援事業  
福祉的支援が必要な高齢者、障害者、産前産後等子育て中の親等に対し、安心して生活ができるよう、住民同士の支えあいによる家事支援・生活支援・外出支援等の日常生活支援サービスを提供している。

(キ) 子育て支援事業  
住民同士の支えあいにより子育て支援を行う世田谷区ファミリー・サポート・センター事業を区から受託している。

(ク) 障害者支援事業  
障害者の自立及び社会参加を促進するため、福祉喫茶(3店舗)を運営

② 設立年月日  
昭和61年10月1日

③ 設立目的  
世田谷区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

④ 組織(令和5年9月30日現在)  
理事会 25人(会長1人、副会長6人、常務理事1人、理事17人)  
監事 3人  
評議員会 61人  
事務局 2,255人(常勤89人、非常勤97人、臨時39人)  
事務局次長(常務理事兼務) 1人  
事務局次長(権利擁護支援課長兼務) 1人  
総務課 15人  
地域福祉課 45人  
連携推進課 10人  
地域協働課 94人  
権利擁護支援課 23人  
自立生活支援課 36人

⑤ 主な事業内容  
ア 法人運営事業  
(ア) 組織運営事業  
平成30年度に策定した「世田谷区社会福祉協議会経営改革計画」に基づき、「財政収支の改善」「人材育成」「事業・組織の見直し」を3本の柱とする社協改革に取り組み、令和4年度に総括を行った。

(イ) 企画研究・広報事業  
事業や活動が広く区民に理解されるよう、広報紙、ホームページ及びSNS(ソーシャルネットワークサービス)など多様な媒体を活用して積極的な広報に努めている。

イ 地域福祉事業  
(ア) 地区社協活動支援事業  
まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館と連携し、「福祉の相談窓口」やアウトリーチにより住民の困りごとを受け止め、関係機関等との連携により課題の解決を図っている。

㊦ 令和4年度決算状況(令和3年度決算状況)

単位:円

科目	令和4年度	令和3年度
(A) サービス活動収益計	1,421,318,161	1,364,292,341
(B) サービス活動費用計	1,329,383,554	1,271,623,669
(C) サービス活動増減差額 (A)-(B)	91,934,607	92,668,672
(D) サービス活動外増減差額	1,309,146	2,518,800
(E) 特別増減差額	△446,686	△3,407,685
(F) 法人税、住民税及び事業税	17,845,000	1,226,200
(G) 当期活動増減差額 (C)+(D)+(E)-(F)	74,952,067	90,553,587
(H) 前期繰越活動増減差額	235,577,628	222,125,207
(I) 当期末繰越活動増減差額 (G)+(H)	310,529,695	312,678,794
(J) その他の積立金取崩額	23,333,766	7,870,081
(K) その他の積立金積立額	88,691,657	84,971,247
(L) 次期繰越活動増減差額 (I)+(J)-(K)	245,171,804	235,577,628

注:決算状況は、事業活動計算書による。  
注:消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

単位:円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 事業助成補助金	844,419,142	435,018,100
法人運営事業 組織運営事業及び企画研究・広報 事業に係る経費	283,460,845	69,891,000
地域福祉事業	426,919,475	321,188,783
地区社協活動支援事業、地域社協 活動事業、地域支えあい活動支援 事業等に係る経費	375,662,107	269,931,415

している。福祉喫茶では、一般就労を目指す障害者が援助者の支援を受けながら保護的就労事業の一環として就労している。

(ナ) 歳末たすけあい運動事業  
共同募金の一環として、町会総連合会、民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団、地区社会福祉協議会、世田谷区等の協力による募金活動を行い、支援を要する世帯や要介護高齢者等を介護する世帯等への見舞金、地域支えあい活動に活用している。

ウ 生活困窮者自立相談支援事業  
生活困窮者に対して、自立相談支援や家計相談等を行う生活困窮者自立相談支援センター「ぶらっとホーム世田谷」の運営を行っている。また、世田谷区のひきこもり相談窓口「リンク」をメルマガメールせたがやと共に運営し、当事者やその家族に対し、相談及び支援を行っている。  
東京都社会福祉協議会の受託事業として、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯の生活安定と経済的自立に向けた支援(生活福祉資金等貸付事務事業)を行っている。

エ 貸付金等事業  
一時的な困窮状態にある住民に対して貸付を行うとともに、緊急一時的な場合は資金を給付している。

オ 成年後見推進事業  
(ア) あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)  
高齢や障害等により判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援している。

(イ) 成年後見制度利用支援事業  
区からの受託により成年後見センターにおいて、相談や利用支援、情報提供、弁護士専門相談、区民成年後見人の養成研修等を実施し、区民の成年後見制度の利用を支援している。

(ウ) 法人による成年後見事業  
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が法人として後見人となり法人後見、任意後見を受任している。また、セミナーや若い支度講座等を開催し、各種制度等の啓発に取り組んでいる。

の意義や社協会員会費の用途をわかりやすく伝えるなど、社協活動に対する地域の理解が進むような情報発信を要望する。また、地域のニーズに応え、地域福祉コーディネーター推進事業の充実を図るため、地区社協職員へのきめ細やかなパンクアアップに留意し、人材の確保・定着と専門性の向上への更なる取組みを推進されたい。今後も、ひきこもり支援や一人歩きSOSネットワーク事業、高齢者の新たな居場所づくり事業等、多様な福祉課題の解決に鋭意取り組み、地域福祉の向上に寄与されたい。

支えあいミニデイ事業 支えあいミニデイ活動支援に係 る経費	4,308,500	4,308,500
地域安定支援事業 都(区)子供食堂推進補助金交 付事業、食を通じた子ども支援 ネットワーク事業に係る経費	46,948,868	46,948,868
生活困窮者自立相談支援事業	83,452,849	16,123,045
生活福祉資金貸付事務事業に係る 経費	76,357,804	9,028,000
フードバンクトリートリー設置支援事業 フードバンクトリートの設置支援に 係る経費	7,095,045	7,095,045
貸付金等事業 貸付金等事業に係る経費	3,890,622	3,056,136
成年後見推進事業 福祉サービス利用援助事業及び成 年後見制度利用支援事業に係る経 費	46,695,351	24,759,136
合計	844,419,142	435,018,100

**3 監査の結果**

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、同協議会の期末支払資金残高が、社会福祉法人会計基準上の定義と相違していたため、期末支払資金残高が予算書と決算書で大きく乖離していた。社会福祉法人会計基準に則った予算書と決算書の作成を行い、より精度の高い資金収支予算を立てられたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会は、財政健全化計画に基づく社協改革を進め、平成30年度以降黒字決算を継続してきた。令和4年度は、食支援情報をまとめたウェブサイトを「せたべる」の活用や、児童館と連携した食の支援、世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会との協働による相談支援型フードバンクトリートの試行実施等、ネットワークを生かした総合的な食の支援に尽力してきたことを評価する。社協会員会費はコロナ前と較べて落ち込んでおり、従来の水準に戻すのが容易ではない状況は理解する。しかし、地域活動の再開や活性化に向けた自主財源の確保は重要な課題である。社協会員数を回復させるためにも、社協活動

世田谷区商店街振興組合連合会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容  
団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

- ① 監査委員による監査  
実施日 令和6年1月17日  
実施内容 世田谷区商店街振興組合連合会及び担当所管部である経済産業部への事情聴取等
- ② 事務局による監査  
実施日 令和5年11月21日、12月7日  
実施内容 世田谷区商店街振興組合連合会及び担当所管部である経済産業部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要  
監査の実施により確認した世田谷区商店街振興組合連合会の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
世田谷区太子堂二丁目16番7号
- ② 沿革  
昭和59年10月に商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき法人として設立された。会を直接又は間接に構成する者に必要な共同経済事業を行うとともに、会員のために必要な指導事業を行うことにより所属員の事業の健全な発展に寄与し、併せて公共の福祉の増進に資することを目的としている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区地域通貨普及拡大事業補助金	1,915,425,000	1,915,425,000
事業費	1,683,819,000	1,683,819,000
事務費	51,773,000	51,773,000
せたがやPay「せたがやや全力応援祭」	65,760,000	65,760,000
事務費	107,803,000	107,803,000
事業者支援	6,270,000	6,270,000
せたがやPay機能拡充	2,581,536	1,721,000
世田谷区商店街イベント支援事業補助金	8,086,261	5,345,000
世田谷区産業団体等振興育成補助金	1,926,092,797	1,922,491,000
合計		

単位：円

3 監査の結果

世田谷区商店街振興組合連合会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、世田谷区商店街振興組合連合会において、個人情報保護法に基づく公表事項は、世田谷区商店街連合会との共同名義で運営されているホームページに、両連合会のプライバシーポリシーとして公表されている。しかし、両連合会はそれぞれ個別に独立した組織であり、各自が独立に個人情報取扱事業者として個人情報を取り扱うべきであるから、公表事項は、連合会各自個別に公表されたい。また、公表事項は、個人情報保護法及び個人情報保護委員会が制定するガイドラインに従い、適切に選択されたい。加えて、現在公開されているプライバシーポリシーは内容がわかりにくいいため、記載方法について工夫されたい。

せたがやPay事業は、令和2年度の導入以降、加盟店及び利用者が拡大し、中小個店を中心とした区内事業者の支援に繋がっていることを評価する。一方、非常に複雑な仕組みで、かつ会計処理が年々拡大していることから、世田谷区商店街振興組合連合会は、システム運営会社との連携を強化した上で、不正利用の監視など一層の適正運営に努められたい。また、引き続き担当所管部と連携して各商店街の活動を支え、地域の活性化に寄与するよう取り組みられたい。

**社会福祉法人正吉福祉社会**

**1 監査の目的及び範囲**

(1) 監査の目的  
補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、きたざわ苑 (世田谷区北沢五丁目 2 4 番 1 8 号) における介護老人福祉施設等の補助対象事業に関する令和 4 年度及び令和 5 年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

**2 監査の実施**

(1) 実施日及び内容  
団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

- ① 監査委員による監査  
実施日 令和 6 年 1 月 1 6 日  
実施内容 社会福祉法人正吉福祉社会及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

- 実施日 令和 5 年 1 1 月 1 4 日、3 0 日  
実施内容 社会福祉法人正吉福祉社会及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人正吉福祉社会の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
稲城市平尾四丁目 1 6 番地の 1
- ② 沿革  
昭和 6 0 年 3 月に社会福祉法人として設立認可され、主に介護保険の対象となる福祉事業を行っている。平成 1 3 年 4 月から区立特別養護老人ホームきたざわ苑、老人短期入所施設きたざわ苑及び在宅介護支援センターきたざわ苑の運営を受託した。令和 3 年 4 月に介護老人福祉施設きたざわ苑として

指定認可を受け、介護老人福祉施設、短期入所、通所介護、認知症対応型通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業、地域包括支援センターの運営を行っている。

(3) 区の財政援助等  
区は、令和 4 年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金	155,300,645	99,638,000
世田谷区地域ボランティアによる高齢者配食サービス補助金	6,265,833	1,517,370
世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金	1,148,283	1,100,000
世田谷区介護人材採用活動経費助成金	369,700	369,700
令和 4 年度世田谷区介護・障害福祉施設等へのエネルギー価格・物価高騰対策給付金	6,200,000	6,200,000
合計	169,284,461	108,825,070

単位：円

**3 監査の結果**

社会福祉法人正吉福祉社会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人正吉福祉社会は、きたざわ苑の施設運営者として、利用者や家族との信頼関係を構築しながら安定したサービスを提供してきた。入所者の状態確認をリモートで行えるシステムや電動リフトの導入など、介護のシステム化・機械化を積極的に進めており、介護職員の負担軽減と利用者へのサービス向上に繋がっている点を評価する。また、コロナ禍におけるニーズの変化に応じて、柔軟な体制で施設運営に取り組んでいた。

さらに、令和 3 年 4 月の民営化以前より現在に至るまで、地域貢献として積極的に町会などと連携し、盆踊りなどの地域行事や町会の防災物品の備蓄場所提供に協力するなど、地域の拠点としての役割を認識し、地域福祉の向上に寄与している。

今後も引き続き、介護人材の確保・育成に取り組みながら、良質なサービスを提供できるよう取り組まれない。

株式会社アイ・エス・シー

1 監査の目的及び範囲

- (1) 監査の目的  
補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。
- (2) 監査の範囲  
監査の範囲は、リトルパルズ・アカデミー(世田谷区三軒茶屋二丁目3番10号)における認証保育所の補助対象事業に関する令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

- (1) 実施日及び内容  
団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。  
① 監査委員による監査  
実施日 令和6年1月19日  
実施内容 株式会社アイ・エス・シー及び担当部署である子ども・若者部への事情聴取等
- (2) 事務局による監査  
② 事務局による監査  
実施日 令和5年11月28日、12月5日  
実施内容 株式会社アイ・エス・シー及び担当部署である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

- (2) 団体の概要  
監査の実施により確認した株式会社アイ・エス・シーの概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
世田谷区下馬二丁目6番8号
- ② 沿革  
平成7年9月に設立し、保育事業、WithBook事業、発達支援事業、子育て支援事業を行っている。平成30年4月にリトルパルズ・アカデミーを開設し、東京・神奈川・名古屋で認可保育園・小規模保育園を中心に33園の運営を行うほか、東京・名古屋で発達支援事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区認証保育所運営費補助金	62,167,134	47,816,860
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	6,018,000	6,018,000
世田谷区保育力強化事業補助金	822,000	822,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	5,643,712	3,741,350
世田谷区認可外保育施設等福祉サービス第三者評価受審費補助金	462,000	462,000
令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症により臨時休園等をした保育施設等に対する補助金	241,800	231,080
令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する認可外保育施設に対する緊急対応補助金	385,550	385,550
合計	75,740,196	59,476,840

3 監査の結果

株式会社アイ・エス・シーにおいて、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、世田谷区認証保育所運営費補助金及び世田谷区保育力強化事業補助金の請求金額算定の誤りによって実際に多額の請求が行われて支払われていたケースがあった。全てですでに返還の手続が行われているものの、補助金申請及び審査にあたっては細心の注意を払い適正な事務を行われない。

株式会社アイ・エス・シーは、園児の発達に応じた独自の絵本を活用した運動、遊び、食育、生活能力獲得などの様々な活動を展開するプログラムを取り入れるとともに、アプリを活用した保護者との連携、保護者の負担軽減に向けたおむつの定額利用の導入など保護者の多様なニーズに対応する取組みを行っている。加えて、区が「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」に基づき在宅子育て支援を強化する中、これまで保育園を利用出来なかった子育て世代の保育ニーズに応えるため月48時間のコース等を新設するなどの積極的な取組みを評価する。引き続き、保護者のニーズにも寄り添いながら園児一人ひとりが心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる質の高い保育の提供に努めら

りたい。

**学校法人常盤学園**

**1 監査の目的及び範囲**

(1) 監査の目的  
補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、羽根木こども園(世田谷区代田四丁目25番9号)における認定こども園の補助対象事業に関する令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

**2 監査の実施**

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月17日

実施内容 学校法人常盤学園及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和5年11月6日、8日

実施内容 学校法人常盤学園及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した学校法人常盤学園の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

町田市常盤町3031番地2

② 沿革

昭和63年6月に設立し、幼稚園、認定こども園、保育所等の設置・運営を行っている。平成19年4月に羽根木こども園を開設した。

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的  
 公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、給田福祉園(世田谷区給田五丁目2番7号)における生活介護施設の管理運営に関する令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和6年1月23日  
 実施内容 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会及び今回監査対象とした公の施設である給田福祉園の担当所管部である障害福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和5年11月20日、27日  
 実施内容 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会及び今回監査対象とした公の施設である給田福祉園の担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和5年11月20日  
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
 新宿区西新宿七丁目8番10号 オークラヤビル2階

(3) 区の財政援助等

区は、令和4年度に、次のとおり補助を行った。

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区私立幼稚園等預かり保育事業費補助金	6,307,375	4,049,000
世田谷区一時預かり事業運営費補助金	7,246,963	5,350,890
世田谷区保育推進事業補助金	6,733,000	6,733,000
世田谷区幼稚園等における特定負担額減額事業補助金	36,000	36,000
世田谷区保育士等処遇改善助成金	3,190,000	3,190,000
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	13,677,000	13,677,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	29,438,794	17,353,400
世田谷区私立幼稚園等園児健康管理補助金	47,000	13,500
世田谷区私立認定こども園障害児支援促進事業費補助金	250,000	49,140
令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入等補助金	300,000	300,000
合計	67,226,132	50,751,930

3 監査の結果

学校法人常盤学園において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

学校法人常盤学園は、専門講師による造形活動等、遊びで得た体験や学びを大切にしながら、教育と保育を一体とした運営を行っている。また、未就園児を対象とした園庭開放を積極的にを行い、子育て支援や地域交流を進めるとともに、法人内の連携を生かした給食提供等の取り組みも実施している。

引き続き、園庭開放等の機会を捉え、認定こども園の認知度の向上に努め、地域との交流を深めながら、家庭・地域社会と連携した教育・保育の実践を推進されたい。

思を尊重し、主体性を持って生活や活動をしながら社会・経済・文化あらゆる分野へ参加できるように支援することを基本方針とし、障害者の権利擁護や地域社会への参加、地域福祉の推進等にも積極的に取り組んでいる。また利用者や保護者に対し常に丁寧で真摯な対応を行っており、保護者の高齢化により福祉サービス申請等に滞りが生じた場合、区や相談支援者等と連携してのサポートや、利用者の施設入所に際する書類作成や入所施設職員と支援策の共有など、きめ細かい支援を行っていることを評価する。今後も引き続き障害者の立場に寄り添った支援、障害福祉サービスの提供に努められたい。

② 沿革

昭和 36 年 10 月に創立、昭和 47 年 3 月に社会福祉法人の設立認可を受け、第一種及び第二種社会福祉事業である障害福祉サービス事業等を行っている。平成 30 年に社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に名称変更している。

平成 17 年に給田福祉園の前身である烏山福祉園の運営委託を受け、平成 23 年に給田福祉園への名称及び住所変更に伴い新たに指定管理者の指定を受けており、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を行っている。

また、指定管理者として区内 5 カ所で施設を運営している。

(3) 公の施設の管理

区は、給田福祉園について、令和 2 年度から令和 6 年度まで、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会を指定管理者として指定している。

令和 4 年度の指定管理料は、2 億 8,969 万 883 円である。

給田福祉園の令和 4 年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	289,690,883	人件費	148,063,429
その他の収入	1,216,625	施設維持管理経費	45,756,483
		事業費	97,087,596
合計	290,907,508	合計	290,907,508
		収支差額	0

3 監査の結果

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会において、監査対象とした公の施設である給田福祉園の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、給田福祉園の改修工事が団体の費用負担により施工されており、利用者のサービス向上に寄与するとは言え、公の施設の所有者は区であり、施設の改築・改修等は区の費用負担と責任に基づく執行が原則である。しかし、当該工事の場合は、予算措置から契約、施工、支出に至るまで団体の管理となっており、施工時の監督や竣工後の検査等、本来区が果たすべき施設管理や事務手続が適正に行われているとは言いがたい。担当所管部においては、指定管理制度の原理原則を順守し、適正な事業執行に努められたい。

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会は、障害のある一人ひとりの人権と意

**株式会社ヴィアイックス**

**1 監査の目的及び範囲**

(1) 監査の目的  
 公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、鳥山図書館(世田谷区南鳥山六丁目2番19号 鳥山区民センター4階)における管理運営に関する令和4年度及び令和5年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

**2 監査の実施**

- (1) 実施日及び内容  
 団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。
- ① 監査委員による監査  
 実施日 令和6年1月12日  
 実施内容 株式会社ヴィアイックス及び今回監査対象とした公の施設である鳥山図書館の担当所管部である教育政策・生涯学習部への事情聴取等
  - ② 事務局による監査  
 実施日 令和5年11月10日、17日  
 実施内容 株式会社ヴィアイックス及び今回監査対象とした公の施設である鳥山図書館の担当所管部である教育政策・生涯学習部への事情聴取及び書類調査
  - ③ 公認会計士による会計書類調査  
 実施日 令和5年11月17日  
 実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要  
 監査の実施により確認した株式会社ヴィアイックスの概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地  
 中野区弥生町二丁目8番15号

② 沿革

昭和48年8月に設立され、主に図書館事業、ダイレクトマーケティング事業、通信販売、人材派遣業、出版事業などを行っている。  
 令和4年度から鳥山図書館の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、鳥山図書館について、令和4年度から令和8年度まで株式会社ヴィアイックスを指定管理者として指定している。  
 令和4年度の指定管理料は、9,937万8,000円である。

鳥山図書館の令和4年度の収支状況

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	99,378,000	人件費	76,301,944
		自主事業経費	255,706
		その他の支出	22,427,294
合計	99,378,000	合計	98,984,944
		収支差額	393,056

単位：円

**3 監査の結果**

株式会社ヴィアイックスにおいて、監査対象とした公の施設である鳥山図書館の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、指定管理業務に対する区の検査が、業務仕様書の規定に基づいて行われていない事例があった。担当所管部においては、仕様書に基づき検査を実施して適正な事務を行われない。

株式会社ヴィアイックスは、図書館利用者の利便性向上と図書館サービスの充実のために、デジタルサイネージの設置やSNSを活用した情報発信などの広報の拡充、蓄積したノウハウを活かした講座・イベントの実施、図書除菌機の導入などの取組みに加えて、中央図書館で選書する際に、鳥山寺町の関連資料等、鳥山地域に関する行政資料や出版物などに関する要望を積極的に行っており、このような取組みを評価する。今後も利用者のニーズを踏まえたサービスの向上に努められたい。

◎世田谷区監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第5項の規定により実施した令和5年度工事監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月8日

世田谷区監査委員 田 中 文 子  
同 中 根 秀 樹  
同 下 山 芳 男  
同 高 橋 昭 彦

令和5年度  
工事監査報告書

世田谷区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)及び令和5年度世田谷区監査基本計画(令和5年3月9日監査委員決定)に基づき実施した。

**第1 監査の対象**

令和4年度から令和5年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

- 1 件名 世田谷区立池之上小学校改築工事
  - (1) 建築工事  
世田谷区立池之上小学校改築工事
  - (2) 設備工事
    - ① 電気設備工事  
世田谷区立池之上小学校改築電気設備工事
    - ② 空気調和設備工事  
世田谷区立池之上小学校改築空気調和設備工事
    - ③ 給排水衛生設備工事  
世田谷区立池之上小学校改築給排水衛生設備工事

- 2 施工場所 世田谷区代次二丁目42番9号

**第2 監査対象部**

施設管理担当部  
教育政策・生涯学習部  
子ども・若者部

**第3 監査の実施方法等**

- 1 監査委員による監査  
令和6年1月30日  
監査資料、技術調査報告等による審査及び対象工事の現場調査を行うとともに、関係部課長等から事情聴取を行った。
- 2 事務局による監査  
令和5年12月12日、18日  
工事調査、技術調査報告等による調査、検証を行うとともに、担当者から事情聴取を行った。

5世監第214号  
令和6年3月28日

世田谷区議会議長様  
世田谷区区长様  
世田谷区教育長様

世田谷区監査委員 田中 高  
同 山下 高  
同 橋本 昭彦  
同 文 秀  
同 榎 男  
同 子 彦

**令和5年度工事監査の結果について**

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

3 技術調査

令和5年11月2日

工事の技術的な面については、公益社団法人大阪技術振興協会に調査(書類審査及び現場調査)を委託した。

第4 監査の実施方針

監査の実施方針は以下のとおりとした。

- (1) 区が発注した工事が適正に行われているかについて技術面や安全面の観点から監査を行った。
- (2) 経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行った。

第5 監査の着眼点

監査の着眼点は以下のとおりとした。

- (1) 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。
- (2) 設計図書(図面、仕様書)及び積算は、適正かつ合理的なものとなっているか。
- (3) 施工及び施工管理は、適切に行われているか。
- (4) 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

第6 監査対象工事の概要

1 施設名称 世田谷区立池之上小学校

2 建築概要

- (1) 所在地 世田谷区代沢二丁目42番9号
- (2) 敷地面積 7,286.69㎡
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造、地上4階建
- (4) 建築面積 3,397.87㎡
- (5) 延床面積 7,459.53㎡

3 施設概要

- 1階 3,258.28㎡ ※付属棟を含む  
管理諸室、体育館、給食室、特別支援学級、新BOP室、保育施設、体育倉庫棟
- 2階 1,994.69㎡  
普通教室、特別教室
- 3階 1,933.34㎡  
普通教室、特別教室
- 4階 273.22㎡

プール、屋上菜園

4 設備概要

- (1) 電気設備  
電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、テレビ共同受信設備、情報表示設備、誘導支援設備、放送設備、映像音響設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備
- (2) 空調調和設備  
空調設備、換気設備(教室、新BOP室、特別教室等；第三種換気設備、給食室；第一種換気設備、職員室、管理室等；全熱交換器)
- (3) 給排水衛生設備  
給水設備(水道直結方式・加圧給水方式)、給湯設備、排水通気設備、消火設備、衛生器具設備、雨水利用設備、ガス設備、プールのろ過設備、校庭散水設備

5 設計及び工事種別の概要

(1) 設計関係

種別	請負者	契約期間	契約金額(円)
基本設計	株式会社石本建築事務所東京オフィス	令和2年4月28日から令和3年3月26日まで	68,750,000
実施設計	株式会社石本建築事務所東京オフィス	令和3年4月23日から令和4年3月18日まで	155,681,000
工事監理	株式会社石本建築事務所東京オフィス	令和4年5月20日から令和6年8月30日まで	96,415,000

契約金額は消費税込み、契約期間、金額は変更後の内容である。

(2) 工事関係

種別	請負者	契約期間	契約金額(円)
建築	大明・小保・中秀建設共同企業体	令和4年5月20日から令和6年6月28日まで	2,527,800,000
電気設備	紺野・原川建設共同企業体	令和4年5月20日から令和6年6月28日まで	314,050,000
空調調和設備	温調・大曾根建設共同企業体	令和4年5月20日から令和6年6月28日まで	292,050,000
給排水衛生設備	福吉・田中建設共同企業体	令和4年5月20日から令和6年6月28日まで	232,870,000

(3) 契約変更  
契約金額は消費税込み、契約期間は変更後の内容である。

- ① 建築・電気設備・空調調和設備・給排水衛生設備

工事着手後、鉄筋資材及び鋼材の不足により、杭の納期の遅れが生じたほか、地中空洞が発見されたことに伴い、杭の施工方法の変更及び工程の見直しが必要となり、工期延伸を行った。令和5年5月23日に契約変更を行い、契約終期は、令和6年2月29日から令和6年6月28日までとなった。

② 工事監理

施工方法の変更及び工程の見直しによる工期延伸に伴い、令和5年10月6日に契約変更を行い、契約終期は、令和6年3月14日から令和6年8月30日までとなった。

6 施設及び整備の概要・特色

池之上小学校は、耐震診断の結果から改築が必要と判断し、令和元年8月に全面改築の整備方針を算定した。改築にあたっては、保育施設(私立認可保育園)との複合化を図ることとした。工事中の仮校舎として、令和2年4月より北沢中学校第二校舎(旧北沢小学校)を使用している。

(1) 配置計画

① 改築する校舎棟は、近隣の住環境への配慮や、狭あいな道路に挟まれた施工条件が厳しい敷地である。このため、南北の道路から建設機械や資材の搬入通路を確保することにより比較的に短期短縮が可能となる学校敷地の西側に校舎を配置し、校庭を学校敷地の東側にする。また、学校機能をコンパクトにまとめ、周辺への圧迫感や日照・通風の影響に配慮し、ブールを屋上に整備することで可能な限り校庭を広く確保する。

② 保育施設は、1階南側に配置、園庭は日当たりの良い南側の配置とする。定員48名を想定し、施設面積を確保する。

(2) 平面計画

① 普通教室は、35人学級を見据えた教室数を確保し、校舎2・3階の東側校庭に面した位置に配置する。また、普通教室と同じ階にワークスペースを設け、多様な学習環境への対応を可能とする。

② 特別支援学級は、専用の玄関が配置可能で落ち着いた環境が期待できる1階北側に配置する。

③ 職員室等の管理諸室は、校庭の視認性など管理運営に配慮し、1階に集約した配置とする。主事室はセキュリティに配慮し、1階職員・来客用昇降口に接した配置とする。

④ 屋内運動場は、1階西側に配置し、自然採光及び通風を確保するためトップライフト及びハイサイドライフトを設ける。

⑤ 図書室は、校舎棟2階中央に設け、吹抜、トップライフトにより自然採光、自然換気を確保する。

⑥ 新BOPP室は、運営上必要となる専用玄関を設置するため、校庭

に面した1階南側に配置する。

⑦ 屋内運動場、多目的ルーム、地域学校会議室、特別教室(音楽室、図工室、理科室、家庭科室)、図書室等は地域開放を想定し、エレベーター動線を考慮するとともにセキュリティ区分に配慮する。

⑧ 保育施設は、日当たりの良い環境を確保するため、南向きに保育室を配置する。また、駐輪スペースを西側門内に設置し、利便性に配慮する。

⑨ 既に完成済の区立自転車等駐車場は、児童の登下校動線への影響が比較的少なく、かつ円滑に機能を移行するため、既存の位置と干渉しない北東の位置に設置し、現在の駐輪台数120台を確保した。また、効率的に敷地を利用するため、管理人室を設けず電磁ロック式ラックを設置している。

(3) 動線計画

① 登下校や避難時の児童の安全等に配慮し、児童用昇降口を2階校庭側の北側・南側に分離して設置する。登下校で利用する南北の門からの動線に配慮し、2階の児童用昇降口につながる適切な位置にアプローチの屋外階段を設ける。また、児童の教室移動の動線に配慮して、普通教室と特別教室は2・3階の同一階に配置する。

② 保育施設と通園動線は、学校敷地西側の商店街に面した通路を活用することで、児童の登下校と錯綜しないよう配慮する。

(4) 外構計画

敷地北側道路は歩道状に整備し、南側道路は道路区域を拡幅し、児童と園児、地域の安全を確保する。

(5) 防災計画

地域の防災拠点として利便性のある動線とし、屋内運動場、防災倉庫、マンホールトイレ等の位置に配慮する。

(6) 環境対策

屋上緑化、太陽光発電、雨水利用等を行い、施設全体が児童の環境教育の場となる仕組みを整備する。

第7 技術調査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会へ委託した技術調査によれば、世田谷区立池之上小学校改築工事は、「特に問題となるところはない」とされたが、次のような助言等があった。

1 建築工事について

(1) 室内環境対策  
当該施設において重要な要素である。これから納入される仕上げ材・塗料・接着剤について、水際の材料規格の確認(F☆☆☆☆、

S D S (安全データーシート)等、環境測定に際しては、十分な換気を行なった上で、周到な準備にて慎重かつ油断のない対応・測定を行われない。

(2) 安全管理

既に、工事の出来高が急速に上昇する時期となっており、事故の起こりやすい状況となり得る。安全対策を徹底させ、労働災害事故を防止し、予定通りかつ無事故での竣工を迎えたい。

2 電気設備・空気調和設備・給排水衛生設備工事について

(1) 施工管理

施工状況については、工事が適正に行われたことが後々第三者にも理解されるよう、写真撮影等により確実に記録に残すよう留意された。

(2) 品質管理

設備装置検査や試運転を計画通り実施し、検査や試験の結果を写真も含めて確実に記録に残すよう留意された。

(3) 安全管理

① 天井配管は3m程度の高さに設置されており、工事の際の立ち馬りや脚立を使用している作業では手すりはないと聞く。重大事故に繋がらぬよう、転落・墜落・転倒事故防止に努めるとともに、天井配管設置やピット内作業に際しては、酸欠等にも十分に配慮された。

② 毎朝、危険予知活動が適正に実行されているが、当該活動は一般的に形骸化しやすく、重大事故に繋がることもある。当該活動の記録、使用方法を工夫し、実効性が高まるよう努められた。

3 その他

修繕・更新に関する計画やライフサイクルコストなどの項目は、建物健全に維持・活用していく上で欠かせない。今後、公共施設等は一斉更新の時期を迎えるが、厳しい財政状況から更新需要の全てに対応することは困難である。教育委員会では、庁舎とは別に施設長寿命化計画を定めている。これら計画に基づき、改築のみならず改修・修繕等の事前保全による長寿命化についても、着実に実行されたい。

今後は、世田谷区公共施設等総合管理計画等に則り、十分な議論を踏まえ維持管理することを期待する。優れた維持管理計画を実践し、優良な社会資本を確実に次世代へ伝えていくことも、忘れてはならない重要事項と認識された。

第8 監査の結果

監査の結果、世田谷区立池之上小学校改築工事(世田谷区代沢二丁目

4.2番9号)については、概ね適正に行われていると認められた。

第9 意見

監査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

本区の学校施設は、戦後のベビーブームによる児童・生徒数の急増に対応して、昭和30年から40年代にかけて集中的に整備を行ってきた。この間に建築した学校施設は現在老朽化が進み、令和5年度以降、順次、更新時期を迎えることになる。学校施設は、子どもたちの学習活動の場であるとともに、地域住民の活動の場や災害時の避難所の機能など地域コミュニティの中核を担う。そのため、全ての施設利用者の安全・安心の確保はもとより、学校施設に求められる機能や性能の維持・向上のため、老朽化への対応は喫緊の課題である。

本小学校は、耐震診断の結果を受け、耐震補強か改築かの比較検討が行われ、学校運営への影響の減少や、敷地有効利用の観点から体育館やプールを含めた一体的な改築を行うことで十分な広さの校庭の確保が可能なこと等、総合的に勘案し、全面改築となった。また、区の公共施設整備方針の中で、学校改築の際には複合化を検討していくとしており、当該小学校の改築にあたっては、都心に近い駅から徒歩圏内という好条件の立地で利用者の利便性が高く、保育施設整備の必要性の高いエリアであることから、保育施設の整備に至った。複合化にあたっては、小学校と保育園の利用状況をふまえ、動線、セキュリティ、利用時間帯等に配慮した明かなゾーニングとされている。また、経費削減策として、他工事との仮設工事の共有化等による改築工事全体の工事量の圧縮、基礎工事の梁の大きさや杭の本数を設計時に調整、自然エネルギーの利用、維持管理に配慮した仕上げ材や設備の導入によるランニングコストの抑制などの工夫も取り入れられている。

本小学校は、保育施設の複合化や地域住民が利用できる諸室も設置され、児童や関係者以外の出入りも多くなる。校舎の電子錠化や監視カメラの正門等複数台の設置、廊下に設置の防火戸を地域開放時には閉鎖するなど、セキュリティに配慮した施工とすることで地域への施設開放を可能としている。安全性を確保し、児童が安心して学校生活を過ごせるよう努められた。

なお、本工事では、既存小学校にあった地域風景資産である赤松の大樹も構内に移植され、既存校舎壁面の長谷川町子の代表作「サザエさん」のモザイクタイルによる壁画が移設できるよう丁寧に保存されていた。地域文化の継承に資する優れた計画であるとの技術士意見もあったが、

今後も地域に根差した文化的景観や歴史的地域資産について、未来を担う子どもたちのためにも、保存・維持にも努められたい。  
年初に発生した能登半島地震を例にあげても、学校は震災時の避難所として大きな役割を果たす。施設の老朽化への対応は予算や個々の建物の特性等課題は多いと思われるが、既存する他の学校施設についても耐震性能の確保に注力願いたい。

◎世田谷区監査委員告示第6号

住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和6年4月19日

世田谷区監査委員	田中	文子
同	中根	秀樹
同	下山	芳男
同	高橋	昭彦

6世監第26号  
令和6年4月12日

世田谷区監査委員	田中	文子
同	中根	秀樹
同	下山	芳男
同	高橋	昭彦

住民監査請求について(通知)

令和6年3月6日付5世監第205号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に定める監査を実施しないことと決定したので通知します。

記

法第242条第1項は、普通地方公共団体に対して住民監査請求を行うことができる者を、当該普通地方公共団体の住民に限定している。住民とは当該普通地方公共団体の区域内に住所を有する者であるところ(法第10条第1項)、住民に関する各種行政事務は住民票の記載を基礎として行われることに鑑みると、当該区域内に住所を有する場合は、原則として当該地方公共団体に住民票を有するかどうかにより判断すべきであるから、法第242条第1項に規定する住民とは、原則として当該地方公共団体に住民票を有する者をいうと解するのが相当である。

しかしながら、請求人は、本件請求時において、市内に住所を有するというのであり、世田谷区に住民票を有することを認めるに足りる証拠はないから、請求人を法第242条第1項にいう世田谷区の住民と認めることはできない。

よって、本件請求は、法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

A 様

経緯

世田谷区福祉総合支所生活支援課・生活保護(生活扶助・住宅扶助)受給に関する対応

私は、[redacted] 転居先住戸に困難して世田谷区福祉総合支所生活支援課の助けを求めました。

この様な事情で [redacted] その対応・助けを求めて、世田谷区福祉総合支所生活支援課 [redacted] さんの対応を頂くことになりました。(令和5年9月1日)

[redacted] さんから、生活保護に関する資料「生活保護のおしり」【添付資料No 03】・総合支援資金のご案内【添付資料No 04】等を頂き、同時に「おもちゃいたぐ書類のご案内(指示書)【添付資料No 05】」を頂きました。

そこで求められた、お届け資料(令和5年9月4日)を揃えお届け致し、その時、[redacted] さんから、頂いたお話は、生活保護には、生活扶助・住宅扶助・教育扶助・その他扶助の4種類在って、今回([redacted] 場合、生活扶助と住宅扶助が対象となる事、お話し頂き、後日「保護開始決定通知書」(令和5年9月7日)を頂きました。

今回の生活扶助・住宅扶助に担当は、[redacted] が担当するとの事で、その作業(転居先を探す方へ)(令和5年9月4日)【添付資料No 06】を頂き、その作業が始まりました。

1. あなたの世帯状況の場合、ひと月の家賃の上限額は、[redacted] 円です。(※厳守)
2. 契約にかかるとなる費用を [redacted] 円を上限に支給します。
3. 転居先候補の物件を不動産屋さんから紹介されたら、速やかに担当職員に連絡してください。詳しい内容を確認させていただきます。
4. 荷物の運び出しは、原則として生活支援課が決めた運送業者が行います。
5. 粗大ごみ処分の手配は計画的に行ってください。
6. 引っ越した後、ガスの器具やカーテンのサイズが合わないなど、元々の生活が続けられない恐れがあるときは、引っ越し前に相談して下さい。
7. 世田谷区内の転居であっても転居先住所によっては担当する生活支援課が変更になる場合があります。
8. 担当する生活支援課が変更となる場合は、転居先の担当者に連絡する必要があるため、確認にお時間をいただく場合があります。

上記、指示文章に準じて  
3 転居先候補の物件を不動産さんから紹介されたら、速やかに担当職員に連絡してください。詳しい内容を確認させていただきます。

8 担当する生活支援課が変更となる場合は、転居先の、お担当者に連絡をする必要があるため、確認にお時間を頂く場合があります。

※ 今回([redacted] の場合は、8 転居先(区・市)の生活支援課が、「住宅扶助」[redacted] の支払いが継続して頂けるか、またその支払方法等が相手(区・市)に確認作業を致します。との説明を頂きました。

その後、転居先候補を複数業者の見積書を担当([redacted] さん)にお届けして、[redacted] さんのご指示を待ちました。

[redacted] さんからのご指示は、幾つか(複数)お届けている転居先候補の内、「[redacted] 市」[redacted] 市」【添付資料No 07】と「[redacted] 市」[redacted] 市」【添付資料No 08】二つの、転居先「[redacted] 市」から、其々の生活支援課から確認が取れました(住宅扶助 [redacted] 資料の支払・代理納付)で、貸室賃貸契約に、向けた作業を進めて下さい。とのご指示を頂きました。

世田谷区職員措置請求書

世田谷区長(又は委員会、委員、職員)に関する措置請求の要旨

印紙添付資料

- 1 請求の要旨 [redacted] 印紙添付資料
- ※次の事項について記載してください。(ア〜カは必須です)

- ア 誰が(請求の対象とする)区長、委員会、委員又は職員)
- イ いつ(具体的な年月日)
- ウ どのような行為を行っているか
- エ その行為は、どのような理由で違法又は不当であるか
- オ その結果、どのような損害が区に生じているか、又は生じるおそれがあるか
- カ どのような措置を求めるのか

キ 既務会計上の行為があった日又は終わった日又は終わった日から1年を経過した事案について請求する際は、正当な理由

2 請求者 [redacted] 市 [redacted] 市

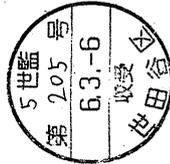
住所 [redacted] 市 [redacted] 区 [redacted] 丁目 [redacted] 番 [redacted] 号

氏名(自署) [redacted]

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年3月15日

世田谷区監査委員あて





世田谷区の生活支援課の担当者が何時まで関わり続けられるのか、続けなければならぬ事情は何か、その事情をお尋ねします。

② 保護費の計算は下の表のとおり行っています。

	12月	1月
① 生活扶助(12月は期末一時扶助(円が含まれます。))		
② 住宅扶助		
③ 最低生活費(①+②)		
④ 収入充当		
⑤ 扶助費(③-④)		

ここで尋ねて居る事は、保護費の算定等を求めているではありません。私の〇〇さんへのお尋ねの文書をご覧頂ければ、本件をお尋ね文書の内容をすり替え、保護費算定計算表何の意味のない事で、こんなことで回答していると考えているのなら担当者〇〇さんの質を疑います。

保護費算定決定通知書(令和5年11月16日)住宅扶助決定額が、すでに転居先〇〇市〇〇市に移動・引越が済んで、資料の支払は、令和5年12月31日(令和6年1月分資料は、〇〇市が代理納付されるとの、貸室賃貸借契約書に記載されているのに、何故、世田谷区福祉総合支所生活支援が、令和5年12月・令和6年1月の扶助費の算定の整合性を、お尋ねして居るのです。

③ 回答書:上記のとおり〇〇市に家賃を支払われる扶助費は、通常家賃の額を下回ります。よって、福祉事務所が〇〇の代わりに家賃を支払う事は出来ません。〇〇が家賃の支払いを福祉事務所へ委任するという手続きもしておりません。ご自身でお支払いください。

※ 〇〇お尋ねして居る事は、〇〇市が、代理納付されると、貸室賃貸借契約書・資料の支払に明記されているのに、その資料の支払(令和5年12月31日)に、貸室賃貸借契約書・資料の支払に明記に入金(振込)が無かった事を尋ねているのです。

※ 当然、本件、貸室賃貸借契約書相手〇〇から、「賃貸契約保証会社」に資料不払いで通報される事になり「添付資料No.10」からは、「当店の賃貸入居予定者の年齢が、80歳過ぎのお客さんは、基本的にお断りするとおっしゃるのですが...」

今回は、資料の支払が〇〇市からの代理納付との事でしたので今回に限って受け入れたもので、その支払先が、〇〇市からの代理納付で無く変更される事は、「世田谷区福祉総合支所生活支援課」と「〇〇市生活支援課」との問題で在る...?

説明を頂いても、貸室賃貸借契約書記載事項の不履行であり、嗣された事である事には変わらず、〇〇市で在れ世田谷区で在れ、資料の代理納付が出来ない場合は、本件の「貸室賃貸借契約」破棄・解約として頂き、即、貸室(部屋)の明渡しを求めます。このお話を頂いて居るのです。

③ 回答書:...契約内容に関しては、契約相手にご確認ください

※ 〇〇お尋ねして居る事は、契約内容をお尋ねして居るものではありません。契約書記載されている事項の「〇〇市からの代理納付」が無かった事の経緯をお尋ねして頂いて居るのです。

結果として、是までの経緯からも明らかな様に全て、〇〇さんの指示・了解を得て下記の①~③は進められて来たのです。

- ① 転居先候補の物件を不動産屋さんから紹介されたら、速やかに担当職員に連絡してください。
  - ② 「〇〇市」「〇〇市」からはまでの通り、「住宅扶助」が継続される事が確認出来た。
  - ③ 貸室賃貸借契約書は、事前に提示(〇〇さん)その内容を確認して了解を得て下さい。
- 本件担当者(〇〇さん)は、ご自分で指示・了解したとして、本件遂行させた責任・自覚が全く無く、全て他人事として、その責任を逃れようとして居る事は、相手・当事者(〇〇)に迷惑・負担を強いることとなり、その担当者の責任が問われる事を知るべきです。

② 貸室賃貸借契約書を、締結・押印し合う前・事前に担当者(〇〇さん)に、提示して契約書・資料の支払方法が「〇〇市から10月30日からの代理納付」と記載されている事の了解を得て、「一時扶助決定通知書(令和5年10月30日)」を出して頂き、貸室賃貸借契約書・契約締結させて頂いたにも関わらず、〇〇市からの代理納付初日(令和5年12月31日)その支払が頂けませんでした。

③ 貸室資料の支払が〇〇市からの代理納付が為され無い事で、貸室賃貸借契約書相手〇〇の不信を買う事となり、「賃貸契約保証会社」に資料不払いで通報され、(添付資料No-10-02)(本件「貸室賃貸借契約書・記載事項の不履行」を理由とされ、本件契約を破棄(解約)即、貸室の明け渡しを求められる事になり、本件当事者(〇〇)は、再度転居先を探索して転居しなければならなくなりました。

こうした経緯で、借主(〇〇)は、再度転居先を探索しなければならなくなつて居る事を、生活支援課(〇〇さん)の上司(〇〇さん)は、ご存知なのでしょうか...?

これ迄の「世田谷区福祉総合支所生活支援課」の対応に、信頼・感謝の気持ちで、その作業を進めて参りましたが、今回の(担当:〇〇さん)の回答(お言葉)で、私(〇〇)がお尋ねして居る事は、資料の支払が〇〇市からの代理納付とされて居る契約が、その支払日(令和5年12月31日)に、実行され無かったのかをお尋ねしているのです。

そのお尋ねには何も答(回答)えないで、「福祉事務所が〇〇の代わりに家賃を支払う事は出来ません...ご自身でお支払いください」とのお言葉(回答)を頂きました。

このお言葉(回答)を、頂いた以上、本案件(担当:〇〇さん)、不当・裏切り行為と受け止めます。

私は、ここ迄、〇〇さん指示・了解を得て、信頼・感謝してきた「世田谷区福祉総合支所生活支援課」の支援・救済が断られたと受け止め、この不当な対応に対して、私なりにその主張の正当性を世に問う事に致しました。

まず初めに「世田谷区職員措置請求書」:「審査請求書(東京都)」、其々の機関に(令和6年3月15日)送付お届けして、その対応を待って、東京地方裁判所(民事)に、再度の転居に係る費用の問題で「損害賠償請求事件」として、提訴してでも、今回の「世田谷区福祉総合支所生活支援課」の対応の不当さを世に問う事に致しましたので、ご報告させて頂きます。

当然、(〇〇)の、再度の転居引越の、その責任はこれまでの経緯から、世田谷区福祉総合支所生活支援課の責任である事は、明らかであります。

以下、〇〇さんからの回答書【添付資料No.13】です。

私がお尋ねしている、問いにお答え頂いて居る事は何も無く、全て他人事として、その責任を逃れようとして居る事は、見えたくて在ります。

- ① 介護保険料決定通知書は、生活保護費において介護保険料加算を計上するため、必要な書類です。
- ※ 私は、ここで〇〇お尋ねして頂きたい事は、令和5年11月13日に、世田谷区〇〇市〇〇市に引越を済ませ、世田谷区から〇〇市の住民(転入手続済)となり、その証に、〇〇市から、令和5年度介護保険料決定通知書が届いているのです。